多面的機能支払交付金

活動マニュアル

［令和８年度版］

茨城県ふるさと多面的機能推進協議会

【 は じ め に 】

多面的機能支払交付金は、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源（農地、水路、農道等）の適切な保全管理を推進するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

本交付金は、主に農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動と長寿命化のための活動）で構成され、その活動内容は多岐にわたるとともに、活動組織にとっては複雑なものとなっていると思われます。

平成27年に茨城県ふるさと多面的機能推進協議会が新たに設立されたことから、できるだけ簡易に活動内容を理解できるよう本マニュアルを発行することとなりました。

今までの活動組織の活動内容を検討すると、「必ず行わなければならない活動」と「点検の結果等によっては行わなくてもよい活動」が整理されておらず、実施状況報告書の作成にあたってもそれぞれの組織によってまとめ方がばらばらになっていることから、活動に当たっての基本事項の統一を図ることを目的に作成しております。

共同活動の初級編として作成した本マニュアルをもとに、それぞれの活動組織で、その資源を生かした独自の特色ある活動を推し進めていただくことを期待します。

《参考とした資料》

- 多面的機能支払交付金実施要綱
- 多面的機能支払交付金実施要領
- 多面的機能支払交付金実施要領　別記
- 多面的機能支払交付金実施要領　様式集
- 多面的機能支払交付金のあらまし
- 多面的機能支払交付金の活動の手引き

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

令和８年度予算額　50,048百万円（前年度 50,048百万円）

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・水路等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積（237.8万ha［令和12年度まで］）

○　農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合（50%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　48,463百万円（前年度48,463百万円）

①　**農地維持支払**

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　**資源向上支払**

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用

※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等


農地法面の草刈り


水路の泥上げ


農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等


水路のひび割れ補修


農道の窪みの補修


ため池の外来種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（ ❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能 ）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

（円/10a）

項目				交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し		800
		冬期湛水		4,000
		夏期湛水		8,000
		中干し延期		3,000
		江の設置等	作満実施	4,000
			作満未実施	3,000

項目		交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織を設立し活動支援班※を設置する場合	40万円/組織

※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

［お問い合わせ先］　農村振興局農地資源課　（03-6744-2197）

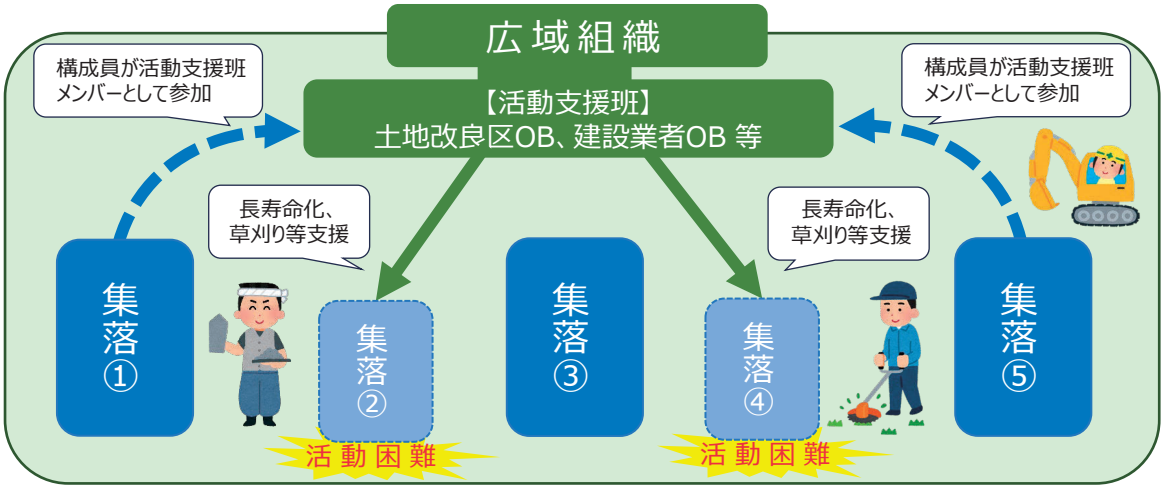
交付金の加算措置を拡充します

（1）組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、40万円/組織を加算します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



（2）環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、これまで**環境保全型農業直接支払交付金**において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和７年度からは資源向上支払の加算措置（みどり加算）として支援します。

化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組

＋



長期中干し　冬期湛水　江の設置　等



地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

【加算措置】　(円/10a)

項目				交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し		800
		冬期湛水		4,000
		夏期湛水		8,000
		中干し延期		3,000
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f ：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	**h：広域活動組織における活動支援班による活動の実施** 【R7追加】
i ：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 【R7追加】	
j ：a～ i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k ：広報活動・農的関係人口の拡大	



資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6を乗じます。※)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。👉

※ 令和６年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、
同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

多面的機能支払交付金「みどりチェック」【R8変更点】

令和７年度から、全ての活動組織等が**多面的機能支払交付金「みどりチェック」チェックシート**に取り組む必要があります。

みどりチェックの詳細は活動組織向けの解説書を参照してください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-201.pdf

目　　次

1. 活動項目番号表－－－

1. 活動項目番号表

	活動項目番号
事務処理	200
会議など	300

【農地維持活動】
（地域資源の基礎的な保全活動）

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
1 農地維持	点検・計画策定	点検	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握
					施設の点検（水路、農道、ため池）
		計画策定	年度活動計画の策定	2	年度活動計画の策定
	研修		事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	3	活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修
	実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
			畦畔・法面・防風林の草刈り	5	畦畔・農用地法面等の草刈り
					防風林の枝払い・下草の草刈り
			鳥獣害防護柵等の保守管理	6	鳥獣害防護柵の適正管理
					防風ネットの適正管理
		水路	水路の草刈り	7	水路の草刈り
					ポンプ場、調整施設等の草刈り
			水路の泥上げ	8	水路の泥上げ
					ポンプ吸水槽等の泥上げ
			水路附帯施設の保守管理	9	かんがい期前の注油
					ゲート類等の保守管理
					遮光施設の適正管理
		農道	農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
			農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
			路面の維持	12	路面の維持
		ため池	ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ
			ため池附帯施設の保守管理	15	かんがい期前の施設の清掃・防塵
					管理道路の管理
					遮光施設の適正管理
					ゲート類の保守管理
		共通	異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り（農用地、水路、農道、ため池）
					異常気象後の応急措置（農用地、水路、農道、ため池）

（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
1 農地維持	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	－

【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】
（施設の軽微な補修）

支払区分	活動区分		活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2 資源向上	機能診断・計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断（農用地） 診断結果の記録管理（農用地）
			水路の機能診断	25	施設の機能診断（水路） 診断結果の記録管理（水路）
			農道の機能診断	26	施設の機能診断（農道） 診断結果の記録管理（農道）
			ため池の機能診断	27	施設の機能診断（ため池） 診断結果の記録管理（ため池）
		計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定
	研修		機能診断・補修技術等に関する研修	29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修
	実践活動	農用地	農用地の軽微な補修等	30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな雑草対策
		水路	水路の軽微な補修等	31	水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修（水路） きめ細やかな雑草対策（水路） パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修（水路の附帯施設） 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等
		農道	農道の軽微な補修等	32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修（農道） きめ細やかな雑草対策（農道） 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修（農道の附帯施設）
		ため池	ため池の軽微な補修等	33	遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応 堤体侵食の早期補修 破損施設の補修（ため池の堤体） きめ細やかな雑草対策（ため池の堤体） 破損施設の補修（ため池の附帯施設） 遮光施設の補修等

（農村環境保全活動）

支払区分	活動区分	テーマ	活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2 資源向上	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定
					農地の保全に係る計画の策定
		景観形成・生活環境保全	景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進計画、 地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定
					地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
	実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
			外来種の駆除	40	外来種の駆除
			その他（生態系保全）	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
					水田を活用した生息環境の提供
					生物の生活史を考慮した適正管理
					放流・植栽を通じた在来生物の育成
					希少種の監視
		水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理
			畑からの土砂流出対策	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理
					沈砂池の適正管理
					土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
			その他（水質保全）	44	水質保全を考慮した施設の適正管理
					水田からの排水（濁水）管理
					循環かんがいの実施
					非かんがい期における通水
					管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・ 生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45	景観形成のための施設への植栽等
					農用地等を活用した景観形成活動
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
			その他（景観形成・生活環境保全）	47	農業用水の地域用水としての利用・管理
					伝統的施設や農法の保全・実施
					農用地からの風塵の防止活動
		水田貯留機能増進・ 地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動
			水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養林の保全	49	水田の地下水かん養機能向上活動
					水源かん養林の保全
		資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動
	啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動
					啓発活動
					地域住民等との交流活動
					学校教育等との連携
					行政機関等との連携
					地域内の規制等の取り決め

（多面的機能の増進を図る活動）

支払区分	活動区分	活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
2 資源向上	増進活動	遊休農地の有効活用	52	遊休農地の有効活用
		鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	53	農地周りの共同活動の強化
		地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
		やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57	医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
		広域活動組織における活動支援班による活動の実施	58-2	－
		水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	58-3	－
		都道府県、市町村が特に認める活動	59	都道府県、市町村が特に認める活動
		広報活動・農村関係人口の拡大	60	広報活動

【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

支払区分	活動区分	テーマ	活動項目	活動項目番号	取組の内容（平成30年度までの取組名）
3 長寿命化	実践活動	水路	水路の補修	61	水路の破損部分の補修
					水路の老朽化部分の補修
					水路側壁の嵩上げ
					U字フリューム等既設水路の再布設
					集水枡、分水枡の補修
					ゲート、ポンプの補修
					安全施設の補修
			水路の更新等	62	素掘り水路からコンクリート水路への更新
					水路の更新
					ゲート、ポンプの更新
					安全施設の設置
		農道	農道の補修	63	農道路肩、農道法面の補修
					舗装の打換え（一部）
					農道側溝の補修
			農道の更新等	64	未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
					側溝蓋の設置
					土側溝をコンクリート側溝に更新
		ため池	ため池の補修	65	洗掘箇所の補修
					漏水箇所の補修
					取水施設の補修
					洪水吐の補修
					安全施設の補修
			ため池（附帯施設）の更新等	66	ゲート・バルブの更新
					安全施設の設置

※　都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、上の表に追加すること。

2. 農地維持支払交付金活動

1）農地維持支払の手順

○ 毎年必ず行わなければならない活動

● 点検の結果等によっては行わなくてもよい活動

【地域資源の基礎的保全活動】

点検・計画策定

○ 1 点検

農用地、水路、農道、ため池の点検を行う

（前年度に点検を行う場合もある）

（年度途中の点検で年度計画を見直す場合もある）

○ 2 年度活動計画の策定

点検結果に基づいて実践活動の年度計画を立てる

（点検結果によって実施しない活動項目もある）

研修

● 3 事務・組織運営等に関する研修

機械の安全使用に関する研修

活動期間中（5年間）に一回以上参加する

実践活動

年度活動計画に基づいて活動する

○ 4 （農用地）遊休農地発生防止のための保全管理

○ 5 （農用地）畦畔・法面・防風林の草刈り

● 6 （農用地）鳥獣害防護柵等の保守管理

○ 7 （水路）水路の草刈り

○ 8 （水路）水路の泥上げ

● 9 （水路）水路付帯施設の保守管理

○ 10 （農道）農道の草刈り

● 11 （農道）農道側溝の泥上げ

● 12 （農道）路面の維持

○ 13 （ため池）ため池の草刈り

● 14 （ため池）ため池の泥上げ

● 15 （ため池）ため池付帯施設の保守管理

● 16 （共通）異常気象時の対応

【地域資源の適切な保全管理のための推進活動】

推進活動

○「活動計画書」に基づいて、毎年度、必ず実施する

17 農業者の検討会の開催

18 農業者に対する意向調査、現地調査

19 不在村地主との連絡体制の整備等

20 集落外住民や地域住民との意見交換等

21 地域住民等に対する意向調査等

22 有識者等による研修会、検討会の開催

23 その他（活動組織の実情により設定）

2）農地維持支払の内容

○毎年必ず行わなければならない活動

●点検の結果等によっては行わなくてもよい活動

【地域資源の基礎的保全活動】

点検・計画策定

○ 1 点検

年度活動計画をたてるため、活動範囲全域の農用地と施設の点検を行う。

点検とは、施設の能力を低下させる状況が発生しないように、水路の泥の堆積状況やゴミの投棄状況、農道路面のくぼみ等を確認記録すること。

下記にそれぞれの活動の内容を示す。

（1）農用地

・遊休農地等の発生状況を現地見回りにより把握し、一筆単位で記録すること

注）遊休農地やその恐れのある農地が発見されたら、実践活動で草刈り等を行い遊休化を防止する。

注）遊休農地とは、農用地であって現に耕作の目的に使われておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力、農業用機械で農業生産が再開できない土地及び現在は遊休農地になっていないが、今後遊休農地となるおそれのある農用地のこと。

・鳥獣害防護柵や防風ネットの下草や破損状況を確認すること

（2）水路

・開水路は、土水路やコンクリート水路、制水門等のゲート類から、パイプラインは、パイプラインやポンプ場、調整施設（ファームポンド）等から構成されている

・水路の泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認すること

・ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認すること

・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること

・機器の注油の必要性を確認すること

・ゲート、水門、除塵機等の防寒対策や塗装の状況を確認すること

（3）農道

・農道は、路面、路肩、側溝等から構成されている。

・路面の凸凹の状況を確認すること

・側溝の泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認すること

（4）ため池

・ため池は、堤体、取水施設、洪水吐等から構成されている。

・泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認すること

・コンクリート構造物に劣化、亀裂が生じていないか確認すること

・貯水面にアオコの発生や水草が著しく繁茂していないか確認すること

・管理道路の状況を農道と同様に確認すること

・ゲート類等の防寒対策や塗装の状況を確認すること

○ 2 年度活動計画の策定

・点検活動の結果を踏まえて、草刈りや泥上げ等の実践活動に関する年間の活動計画を策定する。

研修

● 3 事務・組織運営等に関する研修

・活動に関する事務や組織の運営に関する研修に参加する。

・活動期間中（5年間）に一度以上研修に参加すること。

● 3 機械の安全使用に関する研修

・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修に参加する。

・活動期間中（5年間）に一度以上実施又は研修に参加すること。

実践活動

点検の結果などに応じて下記の項目について実践する。

（1）農用地

○ 4 遊休農地発生防止のための保全管理

原則毎年実施する活動ですが、点検の結果保全管理の必要が無い場合は実施しなくても良い。

①点検の結果、実施する場合

・点検により発見された遊休農地やその恐れのある農用地を、耕作可能な状態にするため、草刈り等を行う。

・いつでも農地として利用可能な状態にするため、継続的に保全管理を行うこと

②活動計画書の「遊休農地面積」を解消する場合

・活動計画書の「遊休農地」は、活動期間中（5年間）の間に計画的に解消しなければならない。

・いつでも農地として利用可能な状態にするため、継続的に保全管理を行うこと

○ 5 畦畔・法面・防風林の草刈り

● 6 鳥獣害防護柵等の保守管理 （鳥獣害防護柵の下草刈り、簡易補修／防風ネットの下草刈り、簡易補修）

（2）水路

○ 7 水路の草刈り

○ 8 水路の泥上げ ※原則毎年実施する活動ですが、点検の結果泥上げの必要が無い場合は実施しなくても良い。

● 9 水路付帯施設の保守管理 （制水弁等の注油／ゲート、水門、除塵機等の防寒対策や塗装）

（3）農道

○ 10 農道の草刈り

● 11 農道側溝の泥上げ

● 12 路面の維持 （路面の維持（砂利の補充））

（4）ため池

○ 13 ため池の草刈り

● 14 ため池の泥上げ

● 15 ため池付帯施設の保守管理 （ため池施設の清掃・除塵／管理道路の草刈り、側溝泥上げ、路面維持／アオコ対策用の遮光施設の簡易補修／ゲート類等の防寒対策や塗装）

（5）共通（農用地・水路・農道・ため池）

● 16 異常気象時の対応

・活動計画書に定めた異常気象時に実施すること

・洪水、台風、地震等の異常気象が収まった後に見回りを行うこと

・見回りの結果、必要に応じて応急措置を行うこと

【地域資源の適切な保全管理のための推進活動】

推進活動

・農地集積、高齢化等が進展する中、それらに対応した地域資源の保全を進めていくことが必要であり、このため、担い手を含め地域内の協力、役割分担に基づき、農村の構造変化に対応した農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とする。

・「地域資源（農地、水路、農道等）を、これから、みんなで、どうやって、守っていくか」を、みんなで考える活動です。

○ ・下記活動のいずれかを毎年度実施する。
・何を行うのかは「活動計画書」に基づいて下さい。

17 農業者による検討会の開催
18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
20 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
23 その他（活動組織の実情により設定）

・活動組織は、毎年度の上記推進活動を踏まえて、活動期間中に「地域資源保全管理構想」を策定すること。

《地域資源保全管理構想》（実施要領別記様式第１－４号）
・推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動や方策をとりまとめたもの。

3. 資源向上支払交付金活動

1）資源向上支払【地域資源の質的向上を図る共同活動】の手順その1

○ 毎年必ず行わなければならない活動

● 機能診断の結果等によっては行わなくてもよい活動

【施設の軽微な補修】

機能診断・計画策定

機能診断

○ **24 農用地の機能診断**

○ **25 水路の機能診断**

○ **26 農道の機能診断**

○ **27 ため池の機能診断**

（前年度に機能診断を行う場合もある）

（年度途中の機能診断で年度計画を見直す場合もある）

計画策定

○ **28 年度活動計画の策定**

診断結果に基づいて実践活動の年度計画を立てる

（診断結果によって実施しない活動項目もある）

研修

● **29 機能診断・補修技術等に関する研修**

活動期間中（5年間）に一回以上実施又は参加する

実践活動

年度活動計画に基づいて活動する

● **30 農用地の軽微な補修等**

● **31 水路の軽微な補修等**

● **32 農道の軽微な補修等**

● **33 ため池の軽微な補修等**

1）資源向上支払【地域資源の質的向上を図る共同活動】の手順その2

○ 毎年必ず行わなければならない活動

【農村環境保全活動】

計画策定

○ 活動計画書において選択した下記テーマの年度活動計画を策定する

34 生態系保全

・生物多様性保全計画の策定

35 水質保全

・水質保全計画の策定、又は農地保全計画の策定

36 景観形成・生活環境保全

・景観形成計画・生活環境保全計画の策定

37 水田貯留機能増進・地下水かん養

・水田貯留機能増進計画の策定、又は地下水かん養活動計画の策定

38 資源循環

・資源循環計画の策定

⇩

実践活動

○ 選択した上記テーマに沿って下記活動を一つ以上選択し活動する

生態系保全

39 生物の生息状況の把握

40 外来種の駆除

41 その他（生態系保全）

水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

43 畑からの土砂流出対策

44 その他（水質保全）

景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

47 その他（景観形成・生活環境保全）

水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

啓発・普及

○ **51 啓発・普及活動**

（テーマに関わらず必ず実施する）

【多面的機能の増進を図る活動】

増進活動

※「活動計画書」で選択した場合に必ず活動する。

○　下記テーマから一つ以上選択する。

（多面的機能の更なる増進に向けた活動を取り組む場合に2つ以上の選択となる。）

52　遊休農地の有効活動

53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

54　地域住民による直営施工

55　防災、減災力の強化

56　農村環境保全活動の幅広い展開

57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施

58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

59　都道府県、市町村が特に認める活動　※茨城県での設定は無し

○　60　広報活動・農村関係人口の拡大

・平成29年度以降、新たに増進を図る活動に取り組む組織（再認定を含む。）については、上記の活動に加え、広報活動を必ず実施する。

・保全管理する区域の農業地域類型が「中山間農業地域地域」もしくは「山間農業地域」に該当する組織、保全管理する区域の地域振興立法8法の該当がある組織は実施しなくても良い。

2）資源向上支払【地域資源の質的向上を図る共同活動】の内容

○毎年必ず行わなければならない活動
●機能診断の結果等によっては行わなくてもよい活動

【施設の軽微な補修】

機能診断・計画策定

機能診断

・機能診断とは、施設の破損・劣化状況等を早期に発見し、補修等の予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認を行うこと。
・下記にそれぞれの活動の内容を示す。

○ 24 農用地の機能診断

・畦畔が崩れたり、低くなってはいないか、また、漏水していないか
・農用地法面に侵食や水みちがあるか
・鳥獣害防護柵、防風ネットが正常に機能しているか、破損がないか
・暗渠施設の能力が低下しているところはないか

○ 25 水路の機能診断

・水路、付帯施設に損傷、漏水がないか
・水路側壁にはらみがないか
・目地が緩んでいないか
・表面が劣化していないか
・不同沈下を起こしていないか
・側壁背面に空洞がないか
・藻類の付着がないか
・水路堤や水路法面が崩れたりしていないか
・破損しているゲート等の施設はないか
・パイプライン、付帯施設に損傷、漏水がないか
・給水栓ボックス基礎部が洗掘されていないか
・空気弁等が腐食し始めていないか
・ゲート類、ポンプ類、建屋等の施設に損傷がないか
・調整池（ファームポンド）に損傷がないか
・調整池（ファームポンド）にアオコが発生していないか
・アオコ防止用の遮光施設に損傷がないか

○ 26 農道の機能診断

・舗装面にひび割れや穴、窪み等がないか
・法面や路肩に崩れや亀裂、浸食等が生じていないか
・側溝の目地が欠ける等して空洞や隙間が生じたり、目地材がもろくなっていないか
・側溝の裏込めに空洞が生じていないか
・防護柵や照明設備、道路反射鏡の破損等車両や歩行者の安全に関わるようなことを発見した場合には速やかに市町村等に連絡する。

○ 27 ため池の機能診断

・ため池、付帯施設に損傷、漏水がないか
・遮水シートに、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないか
・堤体等の張ブロックの目地に、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないか
・ため池護岸施設に損傷がないか
・コンクリート構造物の表面劣化、損傷がないか
・ゲート等の施設に損傷がないか
・堤体の法面が浸食されていないか
・池面にアオコが発生していないか
・アオコ防止用の遮光施設に損傷がないか

計画策定

○ 28 年度活動計画の策定

・機能診断の結果に基づき、施設の破損状況や老朽化の進行度合いに応じた補修等について年度の活動計画を策定する。

研修

● 29 機能診断・補修技術等に関する研修

・機能診断、補修技術等の研修に参加する。
・活動期間中（5年間）に一度以上実施又は研修に参加すること。

実践活動

・機能診断の結果に応じて実施すること

● 30 農用地の軽微な補修等

・畦畔を再構築する
・農用地法面の初期補修
・暗渠排水管の高圧水による清掃
・鳥獣害防護柵の補修、設置
・防風ネットの補修、設置
・きめ細やかな雑草対策
・カバープランツやハーブの植栽管理……芝等の植栽により雑草を抑える
・抑草ネットの設置……雑草を被覆し生育を抑える
・薬剤による地上部の除草……地上部のみを枯死させる特殊薬剤を使用する
※ 刈払機や鎌による草刈りは、きめ細やかな雑草対策には該当しない

● 31 水路の軽微な補修等

・水路側壁のはらみ修正
・コンクリート水路の目地詰め
・表面劣化したコンクリート面のコーティング
・不同沈下した部分の補修
・水路側壁空洞部への裏込め材の充填
・水路に付着した藻や水生植物の除去
・水路堤体や水路法面の初期補修
・破損施設の補修
・きめ細やかな雑草対策（農用地の補修参照）
・パイプライン破損施設の補修
・パイプライン、付帯施設の高圧水による堆積土砂ゴミの除去
・給水栓ボックス基礎部洗掘等の補修
・破損施設の補修
・給水栓に対する凍結防止対策
・空気弁等への腐食防止剤の塗布等
・アオコ防止用の遮光施設の補修等

● 32 農道の軽微な補修等

・路肩、法面の補修
・破損施設の補修
・きめ細やかな雑草対策（農用地の補修参照）
・側溝の目地詰め
・側溝の不同沈下への早期対応
・側溝の裏込め材の充填
・破損施設の補修

● 33 ため池の軽微な補修等

・遮水シートの補修
・コンクリート構造物の目地詰め（充填剤）
・コンクリート構造物の表面劣化への対応（コーティング剤）
・堤体浸食の早期補修
・破損施設の補修
・きめ細やかな雑草対策（農用地の補修参照）
・破損施設の補修
・アオコ防止用の遮光施設の補修等

【農村環境保全活動】

計画策定

○ 下記の項目から一つ以上のテーマを選択し、計画策定を行う

〈生態系保全〉

34 生物多様性保全計画の策定

・生態系保全を図るため生物の生息状況の把握等の計画を策定する

〈水質保全〉

35 水質保全計画、農地保全計画の策定

・水質や農地の保全を図るため水質モニタリングや土砂流出対策等の計画を策定する

〈景観形成・生活環境保全〉

36 景観形成計画・生活環境保全計画の策定

・農村景観を良好にするため及び地域内の生活環境を保全するための計画を策定する

〈水田貯留機能増進・地下水かん養〉

37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

・水田の排水調節、貯留効果向上、地下水かん養機能向上等のための計画を策定する

〈資源循環〉

38 資源循環計画の策定

・地域資源を様々な形で循環させるための計画を策定する

実践活動

○ 下記の項目から一つ以上の選択したテーマに対して項目を選択し、実践活動を行う。

生態系保全

39 生物の生息状況の把握

40 外来種の駆除

41 その他（生態系保全）

・生物多様性保全に配慮した施設の適正管理（例：ホタル水路）
・水田を活用した生息環境の提供
・生物の生活史を考慮した適正管理
・放流、植栽を通じた在来生物の育成（例：在来植物の植栽管理、巣箱の設置管理）
・希少種の監視

水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

43 畑からの土砂流出対策

・排水路沿いの林地帯等の適正管理
・沈砂池の適正管理
・土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

44 その他（水質保全）

・水質保全を考慮した施設の適正管理
・水田からの排水（濁水）管理
・循環かんがいの実施
・非かんがい期における通水
・管理作業の省力化による水資源の保全

景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

・景観形成のための施設への植栽等（例：畦畔、農道法面等に景観植物を植栽し管理）

・農用地等を活用した景観形成活動（例：遊休農地等に景観植物を植栽し管理）

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

・ゴミの不法投棄防止のための巡回点検

・農用地、農道、水路等のゴミを定期的に除去

47 その他（景観形成・生活環境保全）

・農業用水の地域用水としての利用、管理

・伝統的施設や農法の保全・実施

・農用地からの風塵の防止活動

水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

・有機性物質のたい肥化

・間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

・農業用水の反復利用

・小水力発電施設の適正管理

啓発・普及

○ **51 啓発・普及活動**

農村環境保全活動の啓発・普及のため下記のいずれかの活動を行う。

広報活動

・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるための取り組み

・パンフレットを作成して頒布する。

・機関誌を作成して頒布する。

・看板を設置する

・インターネットのホームページの開設、更新

啓発活動

・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を深める取り組み

・農村環境の有識者の指導、助言を得る

・農村環境について集落等で勉強会を行う

地域住民等との交流活動

・交流会、観察会、ウォーキング、意見交換会、情報交換会

学校教育等との連携

・出前講座、体験の場の提供

行政機関等との連携

・行政への情報提供や意見交換

地域内の規制等の取り決め

【多面的機能の増進を図る活動】

増進活動

○ ・活動計画書に本活動を位置づけた場合に、下記の項目から一つ以上のテーマを選択し活動を行う。
・本活動は高度な活動になるので、その活動内容について「国が定める活動指針及び活動要件」と照合すること。
・例えば、景観作物を植えただけでは、遊休農地の有効活用にはなりません。

52 遊休農地の有効活用
- ・地域内外からの営農者の確保
- ・地域住民による活用
- ・企業と連携した特産物の作付

53 鳥獣被害防止対策及びの環境改善活動の強化
- ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置
- ・鳥獣緩衝帯の整備・保全管理
- ・農地周りの藪等の伐採
- ・農地への侵入竹等の防止

54 地域住民による直営施工
- ・農業者、地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置

55 防災・減災力の強化
- ・水田やため池の雨水貯留機能の活用
- ・危険ため池の管理体制の整備、強化
- ・災害時における応急体制の整備

56 農村環境保全活動の幅広い展開
- ・農村環境保全活動から二つ以上のテーマを実践する
- ・上記以外の活動については「国が定める活動指針及び活動要件」参照

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- ・地域の医療、福祉施設と連携した農村環境保全活動への参画
- ・地域の医療、福祉施設と連携した農業体験等を通じた交流活動
- ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画
- ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農業体験等を通じた交流活動

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術や農業に由来する行事の継承

58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施

広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

環境負荷軽減の取組活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

59 都道府県、市町村が特に認める活動
- ・茨城県での設定は無し

○ 60 広報活動・農村関係人口の拡大

・本要件の対象となる組織については、農村環境保全活動の啓発・普及の活動とは別に、各組織で実施する増進を図る活動の活動内容と関連した下記のいずれかの広報活動を必ず行う。
・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため下記活動を行う。

- ・チラシやパンフレットの配布や掲示
- ・看板やポスター等の設置・掲示
- ・ホームページの開設・更新
- ・行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ・各種イベント等での活動内容等の紹介
- ・その他、これに準ずる広報活動

4. 市町村に提出する書類

1）市町村の行う書類確認のための提出書類は、下記の通りとする。

○　毎年必ず提出しなければならない様式

●　市町村の指示に従い提出する様式

提出書類		農地維持	資源向上	
			共同活動	長寿命化
様式第1-8号	実施状況報告書	○		
様式第1-6号	活動記録	○		
様式第1-7号	金銭出納簿	○		○
様式第1-10号	財産管理台帳（更新）	－	－	○
様式第1-11号	「みどりチェック」チェックシート	○（提出は、初年度と終了年度）		
別記1－4様式	地域資源保全管理構想の届出書	●		
協議会様式第1号	活動写真整理帳	●	●	－
協議会様式第2号	作業日報（自主施工・請負）	－	－	●
任意様式	工事概要・出来高図	－	－	●
任意様式	工事契約書鏡の写（請負）	－	－	●
任意様式	工事写真（請負）	－	－	●
任意様式	工事施工管理報告書（請負）	－	－	●
任意様式	領収書等支払を証明する書類	●		●
任意様式	具体的な活動内容	●		－
任意様式	その他市町村が求める書類	●	●	●

2）提出書類は、活動終了後、すみやかに提出するものとする。

提出された書類は、市町村で確認し、修正があれば組織で修正後に再提出となる。
その後、県、国へ提出される。

3）書類作成の注意点を下記に示す。

(1) 書類の保存

・提出書類は提出の翌年度から5年間保存すること

(2) 活動記録

・日当等の支出の有無にかかわらず、活動内容を記録すること

(3) 金銭出納簿

・交付金に係るすべての出納について記入すること

(4) 財産管理台帳

・施設を更新した場合に必要、補修の場合は不要

(5) 工事概要・出来高図

・出来高図には完成数量（フリューム600×600,L=50m更新等）を記入する。

(6) 作業日報

・自主施工の場合、毎日の作業（作業写真を含む）、打ち合わせ、検査の内容等を記載すること

・請負工事の場合、入札事務、打ち合わせ、検査の内容等を記載すること

(7) 工事契約書鏡の写

・工事名、発注者、請負者、金額、工期、契約日がわかる部分の契約書のコピー

(8) 工事写真、工事施工管理報告書

・請負会社が作成したもの（表紙に会社印が必要）

農地維持や資源向上で外注する場合も、複数社（市町村の基準に合わせる）の見積もりや契約書が必要です。

５．提出書類の記載例

１）下記様式の記載例を別紙に示す。

様式第１－８号	実施状況報告書
様式第１－６号	活動記録
様式第１－７号	金銭出納簿
様式第１－１０号	財産管理台帳
様式第１－１１号	「みどりチェック」チェックシート
協議会様式第1号	活動写真整理帳
協議会様式第2号	作業日報（自主施工・請負工事）

（様式第1－８号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年3月15日

金銭出納簿の最終日より後の日付けで記入して下さい。

〇〇市長　殿

〇〇活動組織

〇〇　〇〇

【R7変更点】
みどり加算に取り組む場合は、
別紙1及び別紙2（様式第1-12号 実施経過報告書と共通）
を記入し、添付して下さい。

令和 〇 年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙１の第５の７及び別紙２の第５の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

【R7変更点】
（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）
チェック項目が追加されてます。

（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）

□　実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。

□　実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙１及び２を省略し生産記録等のみを提出します。

□　実施経過報告書から変更があったので別紙１及び２のとおり報告します。

（注１）該当する項目の□に■を入れること。

（注２）実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

（注３）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

【多面的機能交付金実施要領 附則（令和7年4月1日付け6農振第2333号）】
３　令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、
様式第１－３号　活動計画書
様式第１－５号　工事に関する確認書
様式第１－６号　活動記録
様式第１－７号　金銭出納簿
様式第１－８号　実施状況報告書
に代わりこの通知による改正前の本要領に基づく
様式第１－３号
様式第１－５号
様式第１－６号
様式第１－７号
様式第１－８号
を活用することができる。

（別添）

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

【収支実績の日付】
金銭出納簿（様式第1-7号）の最終日を記入します。

【金額】
金銭出納簿（様式第1-7号）2ページの集計欄から転記します。

組織名称	○○活動組織

＜○年度　収支実績　○年３月２日現在＞

	項　目	金額	備　考
収入の部	1．前年度からの持越金（農地維持・資源向上（共同））	100,000円	
	2．前年度からの持越金（資源向上（長寿命化））	200,000円	
	3．農地維持・資源向上（共同）交付金	1,654,500円	
	4．資源向上（長寿命化）交付金	1,840,000円	
	5．利子等	143円	利子（○○円）＋　○○（○○円）
	合　計	3,794,643円	

【利子等の金額及び備考】
・農地維持
・資源向上（共同）
・資源向上（長寿命化）
の金額を合計して記入します。

備考欄には、利子額とその他収入額があれば内訳を記入します。

	項　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額（農地維持・資源向上（共同））	1,554,523円	
	日当	1,020,000円	
	外注費		
	その他	534,523円	
	2．支出総額（資源向上（長寿命化））	940,120円	
	日当	80,000円	
	外注費	544,760円	
	その他	315,360円	
	3．返還		
	4．次年度への持越金（農地維持・資源向上（共同））	200,000円	次年度４月５月６月の農地・水路・農道の草刈り活動に要する経費に充当するため。
	5．次年度への持越金（資源向上（長寿命化））	1,100,000円	別紙のとおり
	合　計	3,794,643円	

【R7変更点】
購入・リース費の費目がその他に統合されたため欄が削除となりました。

持越金がある場合は、
備考欄に使用予定を具体的に記入して下さい。

持越金が当該年度交付金の3割を超え、
かつ100万円以上である場合は、
備考欄には「別紙のとおり」と記入し、
別紙3の「持越金使用予定表」を作成して下さい。

1． 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得て

開催日	令和○年3月3日

【開催日】
年度中（4月～3月）の総会開催日を記入します。

2．組織

下記に

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

オレンジ着色セルには、以下を入力して下さい。
計画した活動→「○」
計画外の活動→「－」
※ 活動計画書に計画されている欄は「計画」欄に○を選択。
※ 点検結果に応じて実施する項目は、実施に○を選択して下さい。

毎年度、点検、年度計画策定を実施し、その結果に応じて必要な実践活動を実施します。

3． 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、
要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」、
対象外の活動項目には「－」を記入する。
「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

（1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分			活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定		1 点検	○	○	
			2 年度活動計画の策定	○	○	
	研修		3 事務・組織運営等に関する研修	○	○	実施年度：令和○年
			機械の安全使用に関する研修	○	×	実施（予定）年度：令和○年
	実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	
			5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	○	
			6 鳥獣害防護柵等の保守管理	－	－	
		水路	7 水路の草刈り	○	○	
			8 水路の泥上げ	○	○	
			9 水路附帯施設の保守管理	○	×	水路点検の結果（制水弁の注油、ゲートの塗装）必要無し
		農道	10 農道の草刈り	○	○	
			11 農道側溝の泥上げ	○	×	農道点検の結果、異常無し
			12 路面の維持	○	○	
		ため池	13 ため池の草刈り	○	○	
			14 ため池の泥上げ	○	×	ため池点検の結果、異常無し
			15 ため池附帯施設の保守管理	○	×	ため池点検の結果、異常無し
		共通	16 異常気象時の対応	○	×	異常気象が無かったため実施無し

活動区分	活動項目	計
地域資源の適切な保全活動のための推進活動	17 農業者の検討会の開催	
	18 農業者に対する意向調査、現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備等	
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等	
	21 地域住民等に対する意向調査等	
	22 有識者等による研修会、検討会の開催	
	23 その他	

・研修は、**5年間の活動期間で各1回参加**が必要です。
実施済みの場合　→「実施年度：令和○年」
今後実施予定の場合→「実施予定年度：令和○年」

【R7変更点】
2活動計画の策定及び3研修の実施日を記入する欄が削除されました。

・「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合、記入する欄に色が表示されます。
備考に未実施となった理由の記入必要があります。
・推進活動は、「地域資源保全管理構想」の策定に向けて活動計画書で選択したテーマを**毎年度**実施する必要があります。

【R7変更点】
・これまで「実施」欄に「○」を記入した場合に求めていた具体的な活動内容等の記入は不要となりました。
・地域資源の適切な保全活動の実施日記入欄が不要となりました。

（２）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24　農用地の機能診断	○	○	
		25　水路の機能診断	○	○	
		26　農道の機能診断	○	○	
		27　ため池の機能診断	○	○	
		28　年度活動計画の策定	○	○	
	研修	29　機能診断・補修技術等に関する研修	○	×	「実施年度：令和〇年」
	実践活動	30　農用地の軽微な補修等	○	×	農用地機能診断の結果、補修の必要無し
		31　水路の軽微な補修等	○	○	
		32　農道の軽微な補修等	○	×	
		33　ため池の軽微な補修等	○	×	
農村環境保全活動	計画策定	34　生物多様性保全計画の策定	－	－	
		35　水質保全計画、農地保全計画の策定	○	○	
		36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	○	
		37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	－	－	
		38　資源循環計画の策定	－	－	
	実践活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	○	
		45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）	○	○	
		「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。			
	啓発・普及	51　啓発・普及活動	○	○	

毎年度、機能診断、年度計画策定を実施し、
その結果に応じて必要な補修等を実施します。

・研修は、**5年間の活動期間で**
1回参加が必要です。

実施済みの場合
　→「実施年度：令和〇年」
今後実施予定の場合
　→「実施予定年度：令和〇年」

【R7変更点】
・28活動計画の策定及び29研修の
実施日を記入する欄が削除されました。

・「農村環境保全活動」は、以下の5つのテーマのうち
実施するテーマに該当する「計画策定」及び「実践活動」
（プルダウンリスト、該当するテーマ名は括弧書き）
を選択して〇を記入してください。

・計画策定、実践活動は活動計画書で選択した場合、
毎年度実施します。

【テーマ】・生態系保全
・水質保全
・景観形成・生活環境保全
・水田貯留機能増進・地下水かん養
・資源循環

「51 啓発・普及活動」は、
・広報活動
・啓発活動に関する活動
・地域住民との交流活動
・学校教育、教育機関等との連携に関する活動
を**毎年度**実施することが必要です。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用	－	－	
	53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	－	－	
	54　地域住民による直営施工	－	－	
	55　防災・減災力の強化	－	－	
	56　農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	－	－	
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	－	－	
	58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施	－	－	
	58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	－	－	
	59　都道府県、市町村が特に認める活動	－	－	
	60　広報活動・農村関係人口の拡大	○	○	

多面的機能の増進を図る活動は、
活動計画書で選択したテーマを
毎年度実施する必要があります。

「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼込みによる農村関係人口拡大のための、パンフレット等の作成・頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動を**毎年度**実施する必要があります。

51番の活動とは内容を分けて活動することが必要です。

【R7変更点】
名称を「広報活動・農的関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に名称が変更となりました。

【58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化に取り組む場合（該当取組のみ記載）】

環境負荷低減活動	取組面積
長期中干し	a
冬期湛水	a
夏期湛水	a
中干し延期	a
江の設置（作溝実施）	a
江の設置（作溝未実施）	a

【加算措置に取り組む場合】

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施	

加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a

加算措置	
環境負荷低減の取組への支援	別紙１及び別紙２に記入してください。

（３）資源向上支払（長寿命化）

※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、
「１箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

当該年度に工事を行わず、
調査や設計のみを行った場合は
「〇」を記入して下さい。

計画					実績				
施設区分	活動項目	内容	延べ数量（km,箇所）	左記が水路の場合、うち排水路延長（km）	完成数量（km,箇所） 前年度まで	本年度	左記が水路の場合、うち排水路延長（km）	合計	調査・設計等のみ
水路	61 水路の補修	水路老朽化部分の目地補修	0.03 km		km	0.02 km	0.00 km	0.02 km	
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km	0.2 km	km	0.10 km	0.10 km	0.10 km	
農道	63 農道の補修	農道の路肩及び法面の補修	1.54 km		km	km		0.00 km	
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所		箇所	1.00 箇所		1.00 箇所	
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。									

計画欄は活動計画書に記入されている内容を記入して下さい。
活動計画書に計画されてない場合は、
計画変更が必要ですので市町村に相談して下さい。

【R7変更点】
水路のうち排水機能を有する水路の延長を
記入する欄が追加されました。

以下に当てはまる場合は〇を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

甚大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（〇〇水路等）及び具体の活動内容（L=〇〇mの復旧等）を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

以下の体制強化の取組に当てはまる場合は〇を記入してください。

・今年度、新たに構成員が加わった。
・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。
（仕組みを活用して人材を確保できた）
（仕組みを活用したが人材の確保はできなかった）
・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。
※学校、企業、農業に関心のある非農業者等
・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

【R7変更点】
体制強化の取組について
確認項目が追加されました。

別紙３

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

・農地維持・資源向上（共同）の持ち越し金が
当該年度交付金の3割を超え、
かつ、100万円以上である場合、
こちらの様式に記載する際に
実施状況報告書（様式第1-8号）の
持越金の金額と同額になることを
確認して下さい。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙３

持越金の使用予定表

資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の３割を超え、かつ、１００万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
5月	水路更新工事委託料	1,100,000	円	見積書
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計		1,100,000	円	

・実施状況報告書（様式第1-8号）の
持越金の金額と同額になることを
確認して下さい。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

（様式第１－６号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

金銭の支出有無に関わらず、活動計画に位置付けた活動を行った場合にはそれら全てを本様式に記載して下さい。

組織名：

○○活動組織

令和○ 年度　多面的機能支払交付金　活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
　同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日及び活動時間		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）						活動内容		備考（具体的な活動内容を記入）
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数							支払区分	活動項目	
4/3	2時間	4人	1人	5人	1	7	24	25			農地維持,農地維持,共同,共同,共同	1 点検,7 水路の草刈り,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断	点検、機能診断（農用地、水路、農道、ため池） 水路草刈り（準備工としての草刈り）
12/1	1.5時間	10人	5人	15人	17								農業者による検討会の開催
2／1～2／14					61								業者委託による補修・更新
この線より上に行を挿入してください。													

200
300
0
1
2
3
4
5

【R7変更点】
これまで記入が求めていた「開始時刻」の欄が削除されました。

【R7変更点】
これまでありました「活動区分」の欄が削除となりました。

活動項目番号は活動項目番号表(P1～4)を参考に左詰めでプルダウンから選択します。
また、活動が多いと活動内容が表示されませんので行の高さを広げて下さい。

活動内容を出来るだけ具体的に記入して下さい。

様式欄外（参考）

	農業者	農業者以外	合計
活動に参加した最大人数	10人	5人	15人
活動に参加した延べ人数	10人	5人	15人

【多面的機能交付金実施要領 附則(令和7年4月1日付け6農振第2333号)】
3　令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1-3号の活動計画書、様式第1-5号の工事に関する確認書、様式第1-6号の活動記録、様式第1-7号の金銭出納簿及び様式第1-8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1-3号、様式第1-5号、様式第1-6号、様式第1-7号及び様式第1-8号を活用することができる。

（様式第１－7号）　　農林水産省様式

【活動組織から市町村に提出するもの】　　組織名：

令和○ 年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

○○活動組織

★「分類」欄は、分類番号（１～７）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入力してください。
区別ができない収支は「１」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

活動記録の日付と一致させて下さい。

日付	分類	内　容	区分	収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/1	1.前年度持越	前年度持越（農地維持．資源向上）（共同）	1	100,000		100,000				
4/1	1.前年度持越	前年度からの持越金（資源向上（長寿命化））	2	200,000		300,000				
4/18	3.利子等	構成員立替金の繰入れ	1	200,000		500,000	1		○○氏より	
5/10	4.日当	草刈り、泥上げ日当	1		150,000	350,000	2	5/5		
8/21	2.交付金	農地維持・資源向上（共同）交付金	1	1,654,500		2,004,500				
8/21	2.交付金	資源向上（長寿命化）交付金	2	1,840,000		3,844,500				
9/3	3.利子等	構成員立替金の返済	1	▲ 200,000		3,644,500	18		○○氏へ	
3/2	6.その他支出	事務用品	1		45,000	1,300,000	52			
この線より上に行を挿入してください。										
合　計				3,794,643	2,494,643	1,300,000				

「分類」は、下部に記載の費目及び内容に該当するものを選択（プルダウンリスト）して下さい。
【R7変更点】
これまでの「購入・リース費」は「6 その他支出」に統合しました。

「区分」は以下を選択して下さい。
「農地維持」又は「資源向上（共同）」
→「1」
「資源向上（長寿命化）」
→「2」

領収書等の整理番号を記入して下さい。
※領収書は必ず保管してください。
※領収書はレシートでも構いません。（日付、店名が記入されていない場合は記入してください。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。）
※領収書は品名、規格、購入数量等も記入して下さい。

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。

領収書と同じ日付（実際に支払を行った日付）を記入して下さい。
構成員が立替払いを行ったものは、精算した日付を記入して下さい。

【集計】　1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	100,000	
2.交付金	1,654,500	
3.利子等	23	
4.日当		1,020,000
5.外注費		
6.その他支出		
7.返還		
次年度への持越（残高）		
合　計		

【集計】　2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	200,000	
2.交付金	1,840,000	
3.利子等	120	
4.日当		80,000
5.外注費		544,760
6.その他支出		315,360
7.返還		
次年度への持越（残高）		1,100,000
合　計	2,040,120	2,040,120

「分類」は、下部に記載の費目及び内容に該当するものを選択して下さい。
【R7変更点】
これまでの「購入・リース費」は「6 その他支出」に統合しました。

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内　容　（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（砕石、砂利、ｾﾒﾝﾄなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額、返還額

【多面的機能交付金実施要領 附則(令和7年4月1日付け6農振第2333号)】
3　令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1－3号の活動計画書、様式第1－5号の工事に関する確認書、様式第1－6号の活動記録、様式第1－7号の金銭出納簿及び様式第1－8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1－3号、様式第1－5号、様式第1－6号、様式第1－7号及び様式第1－8号を活用することができる。

（様式第１－10号）
【活動組織が作成・保管するもの】

農林水産省様式

財　産　管　理　台　帳

【 財産管理台帳 】
・更新等を行った施設がある場合に作成します。

市町村名	○○市	対象組織名	○○活動組織	活動期間	令和○ 年度　～　令和○ 年度

事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円) 国費分	地方費分	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
水路	○○用水路 BF-400	茨城県○○市○○町	200m	H29.11.12	H30.1.20	630,000	315,000	315,000	0	17	R17.1.20	－	無償譲渡	施工:○○建設株式会社 H29.3.20に○○土地改良区へ譲渡済み
水路	○○用水路 BF-400	茨城県○○市○○町	100m	H30.10.23	H30.12.23	320,000	160,000	160,000	0	17	R17.12.23	－	無償譲渡	施工:○○建設株式会社 H30.3.9に○○土地改良区へ譲渡済み
水路	○○用水路 BF-400	茨城県○○市○○町	80m	R1.11.12	R2.1.28	250,000	125,000	125,000	0	17	R19.1.28	－	無償譲渡	施工:○○建設株式会社 H31.3.15に○○土地改良区へ譲渡済み
水路	○○用水路 BF-400	茨城県○○市○○町	60m	R2.11.22	R3.1.25	200,000	100,000	100,000	0	17	R20.1.25			
計						*1,400,000*	*700,000*	*700,000*						

【 事業量 】
・出来高数量を記入します。
※　設計数量では無い。

【 経費の区分 】
・工事費を入力します。
※　設計費・調査費や事務費を除く。

【 耐用年数 】
・次ページ「財産の耐用年数について」を参照し入力します。

注１：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注２：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注３：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注４：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注５：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注６：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

【参考】主な土地改良財産に係る処分制限期間

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）

最終改正：令和4年3月31日農林水産省令第32号

（処分の制限を受ける期間）

第5条　令第14条第1項第2号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第5条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）	【参考】主なもの	備　考
		施設整備等の分類	財産の名称、構造等			
一	日本型直接支払交付金	建物付属設備				
			電気設備（照明設備を含む）			
			その他のもの	15	受電・配電施設等	ﾎﾟﾝﾌﾟ・ﾓｰﾀｰ等除く
		構築物				
			農林業用のもの			
			主としてｺﾝｸﾘｰﾄ造、れんが造、石造又はﾌﾞﾛｯｸ造のもの			
			その他のもの	17	ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品等	現場打ち等含む
			主として金属造のもの	14	鋼製ｹﾞｰﾄ等	
			主として木造のもの	5		
			その他のもの	8		
			舗装道路及び舗装路面			
			ｺﾝｸﾘｰﾄ敷、ﾌﾞﾛｯｸ敷、れんが敷又は石敷のもの	15	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装、砕石舗装	
			ｱｽﾌｧﾙﾄ敷又は木れんが敷のもの	10	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	
			前掲のもの以外のもの			
			土造のもの			
			上水道及び用水池	30	調整池(土造)等	ｺﾝｸﾘｰﾄ護岸等除く
			金属造のもの			
			送配管			
			鋳鉄製のもの	30		
			鋼鉄製のもの	15		
			つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ	10	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ等	
			合成樹脂造のもの	10	塩化ﾋﾞﾆﾙ管等	
		機械及び装置				
			農業用設備	7	ﾎﾟﾝﾌﾟ・ﾓｰﾀｰ等	電気設備等除く

（様式第１－11号）

農林水産省様式

申請時記入日：　　年　　月
報告時記入日：　　年　　月

多面的機能支払交付金　「みどりチェック」チェックシート

組織名：○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
①	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の適正な保管	□	□	□
②	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	□	□

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
③	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合や「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合** 農薬の適正な使用・保管	□	□	□
④	**「環境負荷低減の取組への支援」（※1）の交付を受ける場合** 農薬の使用状況等の記録・保存	□	□	□

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑤	**活動組織又は広域活動組織で作業機械等を所有している場合** 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	□	□	□

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑥	**全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く）** 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ □	□	□

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑦	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		□	□

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑧	**多面支払（※2）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合** 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	□	□	□
⑨	**生態系への影響が想定される工事等を実施する場合** 生態系に配慮した事業実施に努める	□	□	□

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時（します）	報告時（しました）
⑩	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		□	□
⑪	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 関係法令の遵守		□	□
⑫	**全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者** 正しい知識に基づく作業安全に努める		□	□

注１　申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注２　記載内容に該当しない場合は「（該当しない　□）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注３　⑪の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年 法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とします。

※１　多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのdの活動をいう。

※２　便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織

活動したら、ここに写真を貼る。

修正しないで、このまま使用する

点検の結果、遊休農地がないため未実施

具体的な内容を記入する

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	4　遊休農地発生防止のための保全管理
備　　考	農地の草刈り 害虫駆除

必ず活動して写真を貼る。

必ず必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	5　畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り
備　　考	畦畔草刈り・農用地法面草刈り・防風林の草刈り

プルダウンで選択して下さい。

17　農業者の検討会の開催
18　農業者に対する意向調査、現地調査
19　不在村地主との連絡体制の整備等
20　集落外住民や地域住民との意見交換等
21　地域住民等に対する意向調査等
22　有識者等による研修会、検討会の開催
23　その他

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の適切な保全管理のための維持活動
対象施設	農地維持
活動項目	推進活動
取組内容	17　農業者の検討会の開催
備　　考	農業者による検討会

活動写真整理帳（農地維持支払）について

様　式　名　：協議会様式第1-1号　活動写真帳（農地維持）

ファイル名　：協1-1活動写真帳（農地維持）

本シート「組織名称」は、必ず入力して下さい。

年度と組織名を入力することで、このファイル全体に反映されます。

年度	令和　○　年度
活動組織名称	○○活動組織

1．写真は、活動項目一つにつき、1枚必要です。
　例えば、活動項目「①水路の草刈り」で1枚です。

2．写真は、実施年月日に関係なく、活動項目別に貼り付けて下さい。

3．該当なし、異常なし、異常気象なしの場合は、写真を貼り付けないで、その項目は残して削除しないで下さい。
　※　活動の無かった項目は、空欄のままにしてください。

4．活動対象にため池が有る無しで、使用するシートを変えて下さい。

5．表の活動区分、対象施設、活動項目の欄は修正しないで下さい。
　取組内容と備考の欄は、記入例を修正して、より具体的に記入して下さい。
　※　エクセルの行等の削除はしないで下さい。

（協議会様式第1－1号）

令和　〇　年度
多面的機能支払交付金
【農地維持支払交付金】
実施状況報告書

活動写真整理帳

活動組織名：〇〇活動組織

（協議会様式第1-1号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】

記載例

活動組織名：〇〇活動組織



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	点検・計画策定
取組内容	1　点検
備　　考	遊休農地発生状況の把握



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	水路
活動項目	点検・計画策定
取組内容	1　点検
備　　考	水路の点検



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農道
活動項目	点検・計画策定
取組内容	1　点検
備　　考	農道の点検

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　**記載例**

活動組織名：○○活動組織



・ため池が活動計画になければ「該当施設なし」と記入下さい
・活動計画に入っていれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	ため池
活動項目	点検・計画策定
取組内容	1　点検
備　　考	ため池の点検



写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農地維持
活動項目	点検・計画策定
取組内容	2　年度活動計画の策定
備　　考	年度活動計画の策定



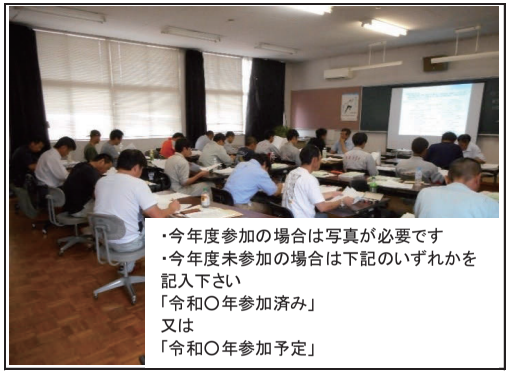
・今年度参加の場合は写真が必要です
・今年度未参加の場合は下記のいずれかを記入下さい
「令和○年参加済み」
又は
「令和○年参加予定」

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農地維持
活動項目	研修
取組内容	3　事務・組織運営等に関する研修
備　　考	協議会主催の事務研修会

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織



・今年度参加の場合は写真が必要です
・今年度未参加の場合は下記のいずれかを記入下さい
「令和○年参加済み」
又は
「令和○年参加予定」

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農地維持
活動項目	研修
取組内容	3　機械の安全使用に関する研修
備　　考	機械の安全使用に関する研修会

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	4　遊休農地発生防止のための保全管理
備　　考	農地の草刈り



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	5　畦畔・法面・防風林の草刈り
備　　考	畦畔草刈り

・　活動計画に入っていなければ
　例「該当施設なし」と記入下さい
・　計画のうえ未実施なら
　例「点検の結果、必要ないため未実施」と
　記入下さい
・　実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	6　鳥獣害防護柵等の保守管理
備　　考	―

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	16　異常気象時の対応
備　　考	台風後の見回り（農用地）



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	7　水路の草刈り
備　　考	水路の草刈り



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	8　水路の泥上げ
備　　考	水路泥上げ

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　**記載例**

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	9　水路付帯施設の保守管理
備　　考	ゲートの塗装



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	16　異常気象時の対応
備　　考	台風後の見回り（水路）

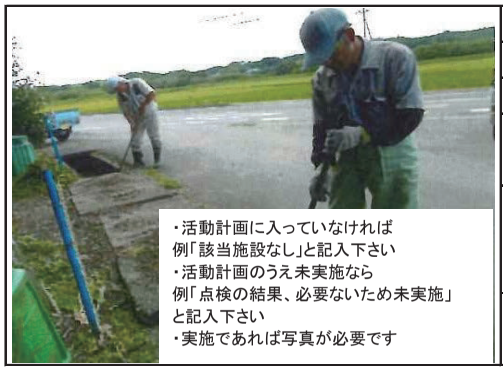


実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	10　農道の草刈り
備　　考	路肩の草刈り

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	11　農道側溝の泥上げ
備　　考	側溝の泥上げ



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	12　路面の維持
備　　考	路面の維持（砂利補充）

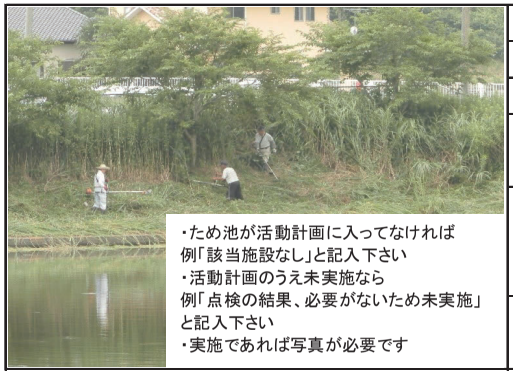


実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	16　異常気象時の対応
備　　考	台風後の見回り（農道）

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　**記載例**

活動組織名：○○活動組織



・ため池が活動計画に入ってなければ
例「該当施設なし」と記入下さい
・活動計画のうえ未実施なら
例「点検の結果、必要がないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	13　ため池の草刈り
備　　考	ため池の草刈り

・ため池が活動計画に入ってなければ
例「該当施設なし」と記入下さい
・計画のうえ未実施なら
例「点検の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	14　ため池の泥上げ
備　　考	―

・ため池が活動計画に入っていなければ
例「該当施設なし」と記入下さい
・計画のうえ未実施なら
例「点検の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	15　ため池附帯施設の保守管理
備　　考	―

（協議会様式第1-1号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【農地維持支払交付金】　記載例

活動組織名：○○活動組織

・異常気象時の対応が未実施の場合は
例「異常気象が発生しなかったため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の基礎的な保全活動
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	16　異常気象時の対応
備　　考	―



写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	地域資源の適切な保全管理のための推進活動
対象施設	農地維持
活動項目	推進活動
取組内容	17　農業者の検討会の開催
備　　考	農業者による検討会

プルダウンで取組番号17～22を選択して下さい。

※取組内容は、活動計画書にもとづいて記入すること。

活動写真整理帳（資源向上支払・共同活動）について

様　式　名　：協議会様式第1-2号　活動写真帳（資源共同）

ファイル名　：協1-2活動写真帳（資源共同）

本シート「組織名称」は、必ず入力して下さい。

年度と組織名を入力することで、このファイル全体に反映されます。

年度	令和　〇　年度
活動組織名称	〇〇活動組織

1. 写真は、活動項目一つにつき、1枚必要です。
 例えば、活動項目「①水路の補修等」で1枚です。
 但し、環境保全活動は、活動項目につき、3枚以内で添付して下さい。

2. 写真は、実施年月日に関係なく、活動項目別に貼り付けて下さい。

3. 該当なし、異常なし、異常気象なしの場合は、写真を貼り付けないで、その項目は残して削除しないで下さい。

4. 表の活動区分、対象施設、活動項目の欄は修正しないで下さい。
 取組内容と備考の欄は、記入例を修正して、より具体的に記入して下さい。

5. 環境保全活動の中で、力を入れているもの、特色のあるもの、他組織ではやっていないものなど組織活動としてアピールしたい活動内容については、その他ページを使ってください。

（協議会様式第1－2号）

令和　〇　年度

多面的機能支払交付金

【資源向上支払交付金（共同活動）】

実施状況報告書

活動写真整理帳

活動組織名：〇〇活動組織

（協議会様式第1-2号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農用地
活動項目	機能診断・計画策定
取組内容	24　農用地の機能診断
備　　考	畦畔、農用地法面の状況確認



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	水路
活動項目	機能診断・計画策定
取組内容	25　水路の機能診断
備　　考	水路施設の状況確認



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農道
活動項目	機能診断・計画策定
取組内容	26　農道の機能診断
備　　考	農道施設の状況確認

（協議会様式第1-2号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	ため池
活動項目	機能診断・計画策定
取組内容	27　ため池の機能診断
備　　考	ため池施設の状況確認



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	計画策定
活動項目	機能診断・計画策定
取組内容	28　年度活動計画の策定
備　　考	年度活動計画の策定



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	研修
活動項目	研修
取組内容	29　機能診断・補修技術等に関する研修
備　　考	協議会主催の技術研修会

（協議会様式第1-2号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織



・補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	30　農用地の軽微な補修等
備　　考	農用地法面の初期補修

・　補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・　実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	31　水路の軽微な補修等
備　　考	―



・補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	31　水路の軽微な補修等
備　　考	水路の破損箇所補修

・　補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・　実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農用地
活動項目	実践活動
取組内容	30　農用地の軽微な補修等
備　　考	―

（協議会様式第1-2号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織

・　補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・　実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	水路
活動項目	実践活動
取組内容	31　水路の軽微な補修等
備　　考	―



・補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	32　農道の軽微な補修等
備　　考	農道の破損箇所補修

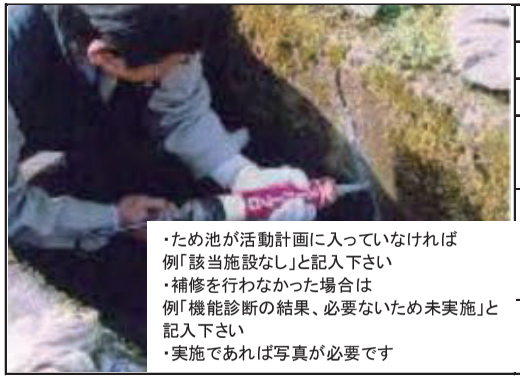
・　補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・　実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	農道
活動項目	実践活動
取組内容	32　農道の軽微な補修等
備　　考	―

（協議会様式第1-2号）

令和 ○ 年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織



・ため池が活動計画に入っていなければ
例「該当施設なし」と記入下さい
・補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	33 ため池の軽微な補修等
備　考	コンクリート構造物破損箇所補修

・ため池が活動計画に入っていなければ
例「該当施設なし」と記入下さい
・補修を行わなかった場合は
例「機能診断の結果、必要ないため未実施」と記入下さい
・実施であれば写真が必要です

実施年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
活動区分	施設の軽微な補修
対象施設	ため池
活動項目	実践活動
取組内容	33 ため池の軽微な補修等
備　考	―

（協議会様式第1-2号）

令和 ○ 年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織



写真が必要です

実施年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
活動区分	農村環境保全活動	
テーマ	農村環境保全活動	
活動項目	計画策定	
取組内容	○	34 生物多様性保全
		35 水質保全、農地保全
	○	36 景観形成、生活環境保全
		37 水田貯留、地下水かん養
		38 資源循環計画

策定した計画に「○」を入力して下さい。



写真が必要です

実施年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	啓発・普及
活動項目	啓発・普及
取組内容	51 啓発・普及活動
備　考	地域住民との交流（さつまいも収穫）



写真が必要です

実施年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	啓発・普及
活動項目	啓発・普及
取組内容	51 啓発・普及活動
備　考	広報誌の配布（組織の広報活動）

（協議会様式第1-2号）

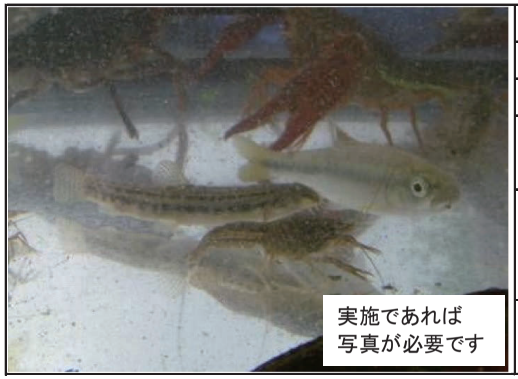
令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	生態系保全
活動項目	実践活動
取組内容	39　生物の生息状況の把握
備　　考	生物の生息状況の把握

プルダウンで
取組番号39～41を
選択して下さい。



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	生態系保全
活動項目	実践活動
取組内容	39　生物の生息状況の把握
備　　考	生物の生息状況の把握

プルダウンで
取組番号39～41を
選択して下さい。

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	生態系保全
活動項目	実践活動
取組内容	
備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　〇　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：〇〇活動組織



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水質保全
活動項目	実践活動
取組内容	42　水質モニタリングの実施・記録管理
備　　考	水質モニタリングの実施 調整池から取水

プルダウンで
取組番号42～44を
選択して下さい。



実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水質保全
活動項目	実践活動
取組内容	42　水質モニタリングの実施・記録管理
備　　考	水質保全モニタリング調査 水質調査パックテスト

プルダウンで
取組番号42～44を
選択して下さい。

実施年月日	令和　〇　年　〇　月　〇　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水質保全
活動項目	実践活動
取組内容	
備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	実践活動
取組内容	45　植栽等の景観形成活動
備　　考	農道脇へサルビア等の植栽実施

プルダウンで
取組番号45～47を
選択して下さい。



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	実践活動
取組内容	45　植栽等の景観形成活動
備　　考	植栽箇所の除草作業

プルダウンで
取組番号45～47を
選択して下さい。

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	実践活動
取組内容	
備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織

実施であれば
写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水田貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	実践活動
取組内容	48　水田の貯留機能向上活動
備　　考	水田からの排水調節のため排水調整板の設置

プルダウンで
取組番号48～49を
選択して下さい。

実施であれば
写真が必要です

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水田貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	実践活動
取組内容	48　水田の貯留機能向上活動
備　　考	

プルダウンで
取組番号48～49を
選択して下さい。

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	農村環境保全活動
テーマ	水田貯留機能増進・地下水かん養
活動項目	実践活動
取組内容	
備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織

実施であれば 写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	資源循環
	活動項目	実践活動
	取組内容	50　地域資源の活用・資源循環活動
	備　　考	間伐材利用の防護柵設置と管理

実施であれば 写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	資源循環
	活動項目	実践活動
	取組内容	50　地域資源の活用・資源循環活動
	備　　考	

	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	資源循環
	活動項目	実践活動
	取組内容	50　地域資源の活用・資源循環活動
	備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
テーマ	増進活動
活動項目	増進活動
取組内容	56　農村環境保全活動の幅広い展開
備　　考	農村環境保全活動の幅広い展開 （景観形成）

プルダウンで
取組番号52～59を
選択して下さい。

※ 56農村環境保全活動の幅広い展開の場合、農村環境保全活動を2テーマ実施する必要があるため
この作成例では景観形成と水質保全の写真を載せております



実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
テーマ	増進活動
活動項目	増進活動
取組内容	56　農村環境保全活動の幅広い展開
備　　考	農村環境保全活動の幅広い展開 （水質保全）

プルダウンで
取組番号52～59を
選択して下さい。

※ 56農村環境保全活動の幅広い展開の場合、農村環境保全活動を2テーマ実施する必要があるため
この作成例では景観形成と水質保全の写真を載せております

活動計画で
「多面的機能の増進を図る活動」を
選択した組織は写真が必要です。

実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
活動区分	多面的機能の増進を図る活動
テーマ	増進活動
活動項目	増進活動
取組内容	60　広報活動・農村関係人口の拡大
備　　考	パンフレット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットホームページの開設・更新など

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織

加算単価 多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援に取り組む活動組織は写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	テーマ	増進活動
	活動項目	増進（加算） プルダウンで取組番号52～59を選択して下さい。
	取組内容	52　遊休農地の有効活用
	備　　考	遊休農地の有効利用

加算単価 多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援に取り組む活動組織は写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	テーマ	増進活動
	活動項目	増進（加算） プルダウンで取組番号52～59を選択して下さい。
	取組内容	53　農地周りの環境改善活動の強化
	備　　考	農地周りの環境改善活動の強化

	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	テーマ	増進活動
	活動項目	増進（加算）
	取組内容	
	備　　考	

（協議会様式第1-2号）

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織

加算単価 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援に取り組む活動組織は写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	資源向上
	テーマ	実践活動
	活動項目	田んぼダム（加算）
	取組内容	48　水田の貯留機能向上活動
	備　　考	排水調整板を設置

加算単価 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援に取り組む活動組織は写真が必要です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	テーマ	増進活動
	活動項目	田んぼダム（加算）
	取組内容	48　水田の貯留機能向上活動
	備　　考	排水調整板を設置

	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	多面的機能の増進を図る活動
	テーマ	増進活動
	活動項目	田んぼダム（加算）
	取組内容	
	備　　考	

令和　○　年度　活動写真整理帳【資源向上支払交付金・共同活動】

活動組織名：○○活動組織

農村環境保全活動の中で、 力を入れているもの、特色のあるもの、 他の組織ではやっていないもの　など 組織活動としてアピールしたい 活動内容について 自由に使ってください。 本様式にとらわれなくても結構です	実施年月日	令和　○　年　○　月　○　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	生態系保全
	活動項目	実践活動
	取組内容	39　生物の生息状況の把握
	備　　考	―

プルダウンで
取組番号39～50を
選択して下さい。

	実施年月日	令和　　年　　月　　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	
	活動項目	実践活動
	取組内容	
	備　　考	

	実施年月日	令和　　年　　月　　日
	活動区分	農村環境保全活動
	テーマ	
	活動項目	実践活動
	取組内容	
	備　　考	

（協議会様式第2号）

令和　〇　年度　　作業日報（施設の長寿命化のための活動）

記載例

活動組織名 ： 〇〇活動組織

1. 作業日

作業年月日　　令和　〇　年　10　月　10　日

作業時間　　3:00　時間

2. 活動内容

施設区分　■ 水路　□ 農道　□ ため池

活動区分　□ 補修　■ 更新

施工区分　■ 自主施工　□ 請負施工

活動内容　渋井8号用水路…素堀水路をコンクリート水路に更新（フリューム300×300）

3. 作業内容

フリューム（300×300）敷設

4. 作業写真

（写真を貼って下さい。）	（写真を貼って下さい。）

5. 作業参加者名簿　　4　人

1	鈴木　一男	7	
2	佐藤　太郎	8	
3	木村　勇	9	
4	加藤　勝	10	
5		11	
6		12	

6. 地域資源保全管理構想の策定

多面的機能支払交付金実施要綱（抜粋）
（別紙1）農地維持支払交付金に係る事業の実施方法
第4　対象活動
2　対象組織は、農村振興局長が別に定めるところにより、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、**活動期間中に地域資源保全管理構想を策定**するものとする。

多面的機能支払交付金実施要領（抜粋）

第1 農地維持支払交付金
2 対象活動
（2） 要綱別紙1の第4の2の地域資源の適切な保全管理のための推進活動(以下「推進活動」という。)は、別記1-4に定めるとおりとする。また、**対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、市町村長に提出**するものとする。ただし、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項に定める地域計画(以下「**地域計画**」という。)において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる**内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなす**ことができる。

（別記１－４）地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針

第1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の基本的考え方
農地集積の加速化や高齢化等の農村の構造変化が進展する中、それらに対応した地域資源の保全を進めて行くことが必要であり、このため、担い手を含め地域内の協力・役割分担に基づき、農村の構造変化に対応した農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とし、

① 活動計画書に、構造変化に対応した保全管理の目標や地域ぐるみで取り組む保全管理の内容を位置付け、
② それら活動の適切な実施や確実な効果発現を図るため、目標を含む活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、
③ 活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を**「地域資源保全管理構想」として、活動組織が策定**する活動の実践を支援する。

なお、本活動に関する地域活動指針は、第2に定める活動指針を基礎とし、都道府県知事が策定する基本方針に定める。また、その際活動項目の追加及び活動実態、地方公共団体の施策等を十分踏まえた上での修正を行うことができる。

第4 地域資源保全管理構想の策定
1 基本的な考え方
（1）地域資源保全管理構想は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の活動の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして導入する。

（2）今後の農地集積の加速化等農村の構造変化の進展に対応して、地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策等を**活動期間中にとりまとめる。**

（3）その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、活動内容や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な保全資源管理に向けた活動を促進する。

○　地域資源保全管理構想の策定年度

活動期間	策定年度
R4～R8	R8
R5～R9	R9
R6～R10	R10
R7～R11	R11
R8～R12	R12

○　地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

市町村が策定する地域計画（農業経営基盤強化促進法第19 条第1項）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、地域資源保全管理構想の作成が不要となります。

（多面的機能支払交付金実施要領第1の2の(2)のただし書き【令和5年度改正】）

※　市町村が策定する地域計画に地域資源保全管理構想に準ずる記載があるかは市町村に問い合わせてください。

○　地域資源保全管理構想の様式及び記入例を以下より示す。

（別記1－4様式）

【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

○○号

○年○月○日

○○市町村長　殿

対象組織代表　○○活動組織

氏名　代表○○○○

○○年度　多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）第1の2の（2）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

（別添）

○○地区地域資源保全管理構想
（○年○月作成）

１．地域で保全管理していく農用地及び施設

（１）農用地
（２）水路、農道、ため池
（３）その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

２．地域の共同活動で行う保全管理活動

（１）農用地について行う活動
（２）水路、農道、ため池について行う活動
（３）その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法
（２）構成員の役割分担
　① 農用地について行う活動
　② 水路、農道、ため池について行う活動
　③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

４．地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保
（２）農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後５年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

（取り組むべき活動・方策の例）
・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化
・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

記入例
（一例であり、別様式でも構いません）

（別添）

○○地区地域資源保全管理構想（案）
（令和○年○月作成）

1．地域で保全していく農用地及び施設

（１）農用地

認定農用地面積（集落の管理する農用地）	田	畑	草地	計	遊休農用地
	a	a	a	a	a

※活動計画書（様式 1-3 号）に記載されている「２．保全管理する区域内の農用地、施設」に記載している「認定農用地面積（集落の管理する農用地）」の農用地面積を記入して下さい。不用な項目（地目）は、削除して下さい。

（２）水路、農道、ため池

農業用施設（多面支払）	水路	水路（うち排水路）	農道	ため池
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払（長寿命化）の対策施設	km	km	km	箇所

※活動計画書（様式 1-3 号）に記載されている「２．保全管理する区域内の農用地、施設」に記載している「農業用施設」の延長、箇所数を記入して下さい。不用な項目（施設）は、削除して下さい。

（３）その他施設等

その他施設	鳥獣害防護柵	防風ネット	揚水ポンプ	○○○○
	km	km	台	○

※上記（２）以外に鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記入して下さい。不用な項目（施設）は、削除して下さい。

2．地域の共同活動で行う保全管理活動

活動項目		取組	実施時期
（1）農用地	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	毎年○回（○月、○月）
	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年○回（○月、○月）
	畦畔・法面・防風林の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年○回（○月、○月）

	鳥獣害防護柵等の保守管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
（2）①水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設（ポンプ場、調整施設等）やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）
	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年〇月
	水路付帯施設の保守管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
（2）②農道	農道の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）
	農道側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年〇月
	路面の維持	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
（2）③ため池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）
	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年〇月
	ため池付帯施設の保守管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期
（3）その他	（例）鳥獣害防護柵	防護柵周辺の下草刈りを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）
	（例）防風ネット	防風ネットの下草刈りを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）
	（例）揚水ポンプ	ポンプ吸水槽の泥上げを実施する。	毎年〇回（〇月、〇月）

※活動計画書（様式 1-3 号）に記載されている「Ⅲ．活動の計画」に記載している活動項目・実施時期を基に、今後実施可能な保全管理活動計画を記入して下さい。不用な項目（施設）は、削除して下さい。

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法

１）組織の構成員

記入例）別紙のとおり。

※既存の参加同意書を利用し「別紙」を作成することも可能。ただし、農業者については、備考に「担い手農家」、「それ以外の農家」を明記する。農業者以外で土地持ち非農家の場合は、備考に「土地持ち非農家」と明記してください。

２）意思決定方法

記入例）総会において、議案は特別議決事項を除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

※既存の規約の「総会の議決方法等」の部分を参考に記入して下さい。

（２）構成員の役割分担

（記入例）

該当するところを■に（□→■）してください。（複数の記載もあり）

対象施設	構成員	主な役割
農用地	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家 □非農家（一般住民） ■その他（子供会　） ■その他（〇〇会社）	・畦畔･農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を農家中心に行う。異常気象時の見回りを他の構成員と連携して実施する。 ・遊休農地の有効活用として、子供会と〇〇会社と連携し、〇〇の作付けする。
水路 （開水路）	■担い手農家 ■それ以外の農家 ■土地持ち非農家 ■非農家（一般住民） ■その他（自治会　） ■その他（子供会　）	・通水機能の維持、病虫害発生低減のために、水路やその周辺部の草刈りや除草を行う。 ・作業は、農業者に加え、非農業者（自治会や子供会）も参加して行う。
水路 （ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家 □非農家（一般住民） □その他（　　） □その他（　　）	・通水機能の維持のため、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ付帯施設（ポンプ施設、空気弁等）の保全管理、異常気象時の見回りを農家中心に実施する。 ・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ付帯施設に土砂や雑木等が見られる場合、応急処置を行う。
農道	■担い手農家 ■それ以外の農家 ■土地持ち非農家 ■非農家（一般住民） ■その他（自治会　） □その他（　　）	・一般住民の通行及び農業生産に障害が生じないよう、農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草及び枝払いを実施する。 ・農道側溝の通水機能に障害が生じないよう、側溝の泥上げを実施する。
ため池	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家 □非農家（一般住民） □その他（　　） □その他（　　）	・機能に障害が生じないよう、ため池やその周辺部の草刈り又は除草を行う。 ・ため池の貯水機能に障害が生じないよう、ため池の泥上げを実施する。 ・作業は危険を伴うため、高齢者や子供の参加は見合わせる。
その他施設 （鳥獣害防護柵）	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家	・鳥獣被害防止機能が維持できる状態に保全管理するため、防護柵周辺の下草刈りや設置した施設の簡易補修等を行う。

	□非農家（一般住民） □その他（　　） □その他（　　）	・鳥獣が関係するため、高齢者や子供の参加は見合わせる。

その他施設 （防風ネット）	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家 □非農家（一般住民） □その他（　　） □その他（　　）	・防風機能が維持できる状態に保全管理するため、防風ネット周辺の下草刈りや設置した施設の簡易補修等を行う。 ・特に台風等の暴風雨の前には、ネットと支柱の間の緩みや破損の状況を十分に確認する。
その他施設 （揚水ポンプ）	■担い手農家 ■それ以外の農家 □土地持ち非農家 □非農家（一般住民） □その他（　　） □その他（　　）	・施設の長寿命化に資するため、ポンプの吸水槽等の泥上げや異常な音・振動の状況確認などのポンプの点検を行う。 ・部品交換よりも更新した方が安価になるケースもあるため、長寿命化対策として対応することも検討する。

４．地域農業の担い手農家の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

（記入例）

【既に人･農地プランが作成されている場合】

「別添平成〇〇年〇〇月作成の「人･農地プラン」のとおり。」、と記載し、「人･農地プラン」の写しを添付して下さい

【人･農地プランが作成されていない場合】

パターン１：既存集落営農組織がある場合

・既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（〇〇営農組合）に参画することで、組織を強化する。

・現状の課題（役員の高齢化、固定化による営農組合の後継者不足、設立時の目的意識の希薄化、経営意欲の低下等）の改善をはかるため、法人化による経営意識の向上、地域の若者や女性の参画による円滑な世代交代の仕組みづくりにより、組織を強化する。

・近隣の集落営農組織と連携により組織を強化する。

パターン２：個別経営の担い手（中心経営体）が存在する場合

・担い手の効率的な営農のため、活動組織は農地の利用調整（集積・集約）と施設（用排水路、道路）の保全管理に協力する。

パターン３：集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合

・集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）や相互の作業受委託により、効率的な営農の展開により地域の担い手を強化する。

パターン４：集落営農組織も担い手（中心経営体）の確保も困難な場合

・集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡなど）に水田基幹作業をまとめて委託し、日常管理作業を委託集落側が行い、活動組織は、施設（用排水路、道路）の保全管理に協力する。

（２）農地の利用集積

（記入例）

【既に人・農地プランが作成されている場合】

「別添平成〇〇年〇〇月作成の「人･農地プラン」のとおり。」、と記載し、「人･農地プラン」の写しを添付して下さい。

【人・農地プランが作成されていない場合】

パターン１：既存集落営農組織がある場合

・既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（〇〇営農組合）に利用集積することで利用調整（集積・集約）する。

・近隣の集落営農組織と連携により広域での利用調整（集積・集約）を図る。

パターン２：地域に個別経営の担い手（中心経営体）が存在する場合

・個別経営の担い手へ農地の利用調整（集積・集約）を図る。

パターン３：地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合

・集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）を図る。

パターン４：地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）の確保が困難な場合

・集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡなど）へ農地の利用調整（集積・集約）を図る。

５．適切な保全管理に向けて取組活動・方策

※地域資源保全管理構想作成後５年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載します。

※方策例として５例示していますが、特にこれにこだわる必要はありません。

※また、具体的記入例についても一例であり、地域の状況により検討して下さい。

方策例（１）組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化

＜具体的記入例＞

〇組織体制の強化を図る方策

【既に集落営農組織がある場合】

① 地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（〇〇営農組合）に参画することで地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

② 近隣集落の集落営農組織と連携により地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、保全管理体制の強化を図る。
（近隣〇〇集落の〇〇営農組合との連携）

③ 近隣集落の集落営農組織と連携により地域の農業生産体制を整備強化し、併せて活動組織も近隣集落と連携（合併）することで集落営農組織との協力と役割分担により、保全管理体制の強化を図る。
（近隣〇〇集落の〇〇営農組合と連携、〇〇活動組織と連携（合併））

④ 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）と連携により地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織、農業生産法人あるいは担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。
（〇〇生産法人、担い手〇〇〇〇氏との連携）

【地域に担い手（中心経営体）が存在する場合】

⑤ 担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理を図る。
（〇〇生産法人、担い手〇〇〇〇氏との連携）

⑥ 担い手（中心経営体）に更なる農地集積・集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。
（〇〇生産法人、担い手〇〇〇〇氏との連携）

【集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合】

⑦ 農地中間管理事業を活用し、農地の集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織、担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。

【集落営農組織も担い手（中心経営体）もない場合】

⑧ 地域の小規模農家、兼業農家全てが参画する集落営農組織を設立し、地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

⑨ 「人・農地プラン」を策定し、今後の地域の中心となる担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。

⑩ 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）へ農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。（〇〇生産法人、担い手〇〇〇〇氏との連携）

＜具体的記入例＞

〇広域組織化やＮＰＯ法人化

① 規模が小さく高齢化が進行している活動組織においては、事務処理が困難な状況であったが、広域化することにより、事務の簡素化が図られること、また、都市と農村の交流活動が促進され、地域の活性化が図られこと、多様な参加者な主体が増えることにより保全管理体制の強化が図られることなどから、広域組織化の検討を行う。

② 活動組織のＮＰＯ法人化
活動組織の広域化に伴い、ＮＰＯ法人化とすることで、保全管理体制の強化を図る。

方策例（２）農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用

＜具体的記入例＞

〇農地周辺部の活動拡大

① 農地周辺部の林地等の整備保全を別事業（〇〇〇〇事業）により実施し、地域環境の保全に併せ獣害対策の一環とする事で、農用地及び施設の保全を図る。

＜具体的記入例＞

〇遊休農地の有効利用

① 遊休農地で〇〇〇を栽培することで活用し、農地や地域環境の保全をはかる。

② 遊休農地で〇〇〇を栽培することで活用し、農地や地域環境の保全をはかり、併せて地域の特産品としての出荷により農業生産体制の強化を図る。

方策例（３）地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動

＜具体的記入例＞

① 活動組織ＨＰを活用し、取組内容の紹介や地域の魅力を発信し、外部の活動参画者を募集することで、保全管理活動の継続や強化を図る。

② 地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域を守る活動であることを広報紙やＨＰ等で発信することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

方策例（４）地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

＜具体的記入例＞

① 地域の景観・環境を維持することで、地域の魅力として情報発信することで地域外の人々や、の関心を高めこれまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

方策例（５）保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

＜具体的記入例＞

① 畦畔除去による区画拡大により、農用地の条件を向上することで担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を整備強化し、役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

※５つの方策例（様式 1-4 に基づく）を明記しましたが、それ以外の視点として、以下のようなキーワードを参考に作成していただくことも可能です。５年後を見越して、また現在の課題に対して、取組可能と思われるものは、積極的に記載して下さい。

〇企業連携
〇都市住民との交流
〇田んぼアートなどのイベント（都市住民との交流と重なるかもしれませんが）
〇組織の広域化またはＮＰＯ法人化
〇農作物のブランド化、６次産業化
〇中山間地域直接支払、環境保全農業直接支払との連携
〇鳥獣被害対策
〇田んぼダムによる防災･減災
〇女性の参画

７．参考資料

（様式第１－３号）

【活動組織から市町村に提出するもの】　　農林水産省様式

令和○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（ふりがな）	
組織名	○○活動組織
（ふりがな）	
代表者氏名	○○　○○
（ふりがな）	
所在地	○○県○○市○○丁目

Ⅰ．地区の概要（共通）

＜活動の計画＞

■	Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）	別紙１
□	Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
□	Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
□	Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（　）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

Ⅰ．地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

１．活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払（共同）	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払（長寿命化）	○年度	○年度	年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

２．実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積又は認定農用地面積※１		田	畑	草地	採草放牧地	計	うち解消する遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	多面支払	a	a	a		a	a	円
	中山間直払	a	a	a	a	a	a	円
		傾斜	傾斜	傾斜	傾斜			
取組面積	環境直払※２						a	円

※１　多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※２　環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設（多面支払）	水路	うち、排水路	農道	ため池
	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	km	km	km	箇所

※　延長は、小数点以下第１位まで記入する。

３．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

４．組織構成員一覧

別添２「構成員一覧」のとおり

※　多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

５．多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積（多面支払・中山間直払）
a

※　多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞
　計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（　）書で上段に記載するものとする。

（別添１）

実施区域位置図

組織名称：

■ １号事業（多面支払）　□ 2号事業（中山間直払）　□ ３号事業（環境直払）

○○活動組織

（別紙1）

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ． 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は〇　⇒ □

1．交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

（1）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積　□ a

（2）資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに〇を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当（修正なし）　□
②のみ該当（単価×0.625）　□
①②に該当（単価×0.75）　□
該当なし（単価×5/6）　□

※「特定事業実施者」（令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、〇を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は〇　⇒ □

（3）資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に〇を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は〇（単価×5/6）　⇒ □

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は〇　⇒ □

集落数×200万円　□

2．組織の広域化・体制強化の計画　（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立
実施予定年度	令和　　年度	令和　　年度	令和　　年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数　　集落

農業地域類型　□都市的地域　□平地農業地域　□中間農業地域　□山間農業地域

地域振興立法の適用　□特定農山村　□振興山村　□過疎　□半島　□離島　□沖縄　□奄美群島　□小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況　□

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払　　a　　資源向上支払（共同）　　a　　資源向上支払（長寿命化）　　a

3．活動の計画

（1）農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画	
点検・計画策定		1　点検		※必ず選択してください。
		2　年度活動計画の策定		※必ず選択してください。
研修		3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施	
実践活動	農用地	4　遊休農地発生防止のための保全管理		
		5　畦畔・法面・防風林の草刈り		
		6　鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施	※4～13のうち該当する活動項目を全て選択してください。
	水路	7　水路の草刈り		
		8　水路の泥上げ		
		9　水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	農道	10　農道の草刈り		
		11　農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施	
		12　路面の維持	点検結果に応じて実施	
	ため池	13　ため池の草刈り		
		14　ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施	
		15　ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施	
	共通	16　異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動				※必ず選択してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、１）～４）を記入してください。

１）保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

□ ①中心経営体との役割分担による保全管理
□ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理
□ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理
□ ④集落間連携や広域的活動による保全管理
□ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
□ ⑥その他 ［　　］

２）今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

□ ①農地の利用集積に伴う管理作業
□ ②高齢農家の農用地に係る管理作業
□ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
□ ④共同利用施設の保全管理
□ ⑤その他 ［　　］

３）２）で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

□ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化
□ ②入り作等の近隣の担い手との協力
□ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり
□ ④新たな保全管理の担い手の確保
□ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
□ ⑥集落間の連携や広域的な活動
□ ⑦その他 ［　　］

４）２）で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

□ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催
□ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
□ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等
□ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
□ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
□ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
□ 23. その他 ［　　］

（２）資源向上支払（共同）

１）施設の軽微な補修、農村環境保全活動　　※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画	
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24　農用地の機能診断		
		25　水路の機能診断		※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。
		26　農道の機能診断		
		27　ため池の機能診断		
		28　年度活動計画の策定		※必ず選択してください。
	研修	29　機能診断・補修技術等に関する研修	５年間に１回以上実施	
	実践活動	30　農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		31　水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		32　農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
		33　ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
農村環境保全活動	計画策定	34　生物多様性保全計画の策定		
		35　水質保全計画、農地保全計画の策定		
		36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定		※34～38のいずれかを選択してください。
		37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		
		38　資源循環計画の策定		
	実践活動			
				※実施する活動をプルダウンリストから選択し、○をしてください。
		この線より上に行を挿入してください。		
	啓発・普及	51　啓発・普及活動		※必ず選択してください。

2）多面的機能の増進を図る活動（任意）　※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用	
	53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54　地域住民による直営施工	
	55　防災・減災力の強化	
	56　農村環境保全活動の幅広い展開	
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59　都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60　広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。
　ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法８法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を１テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を１テーマ追加		・・・追加する農村環境保全活動	
②「高度な保全活動の実施」		・・・高度な保全活動の活動項目	

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	0 a
冬期湛水	0 a
夏期湛水	0 a
中干し延期	0 a
江の設置（作溝実施）	0 a
江の設置（作溝未実施）	0 a

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

（３）資源向上支払（長寿命化）

工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第１－４号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、１つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
　「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、
　「１箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

活動内容			延べ数量	左記が水路の場合、うち排水路延長
施設区分	活動項目	内容	（各単位）	（各単位）
この線より上に行を挿入してください。				

☆直営施工の実施方針について　　全部直営施工又は一部直営施工を実施する　　直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第１の２の（４）又は第２の２の（４）に基づく活動）

（様式第１－４号）
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
○年○月○日

組織名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

長寿命化整備計画書

＜留意事項＞
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事１件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、１つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考え、１件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（１）施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果（劣化状況等）	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事１件あたりの概算事業費	備考
1										
2										
3										
4										
5										

※　改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※　延長は小数点以下第２位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

（２）　施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

４．加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		→（１）へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援		→（２）へ
水田の貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援		→（５）へ
環境負荷低減の取組への支援		→別葉（６）へ
組織の体制強化に対する支援		→（３）へ
組織の広域化・体制強化に対する支援		→（４）へ

（１）多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件
活動を継続する組織　…（本事業計画の活動項目数）＞（前年度又は変更前の活動項目数）
新規の組織　　…　本事業計画の活動項目数２つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目　　↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/*10a*	
畑		円/*10a*	
草地		円/*10a*	
合計	*a*		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（２）農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和６年度廃止（令和10年度までの経過措置））

適用条件の確認

①　多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける　［　　］

②　農業者以外の割合

・組織の構成員

農業者	個人	［　　］人	+団体	［　　］団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	［　　］人	+団体	［　　］団体	=	人・団体	･･･①
合計	個人	［　　］人	+団体	［　　］団体	=	人・団体	･･･②

・農業者以外の割合　［　　］％　・・・①／②

③－１　共同活動に参加する構成員の総人数の８割が参加する実践活動の実施

個人［　　］人 ＋団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数［　　］人

＝　共同活動に参加する構成員の総人数［　　］人のうち、８割にあたる［　　］人以上が参加する実践活動を毎年度行う。

③－２　あるいは、役員に女性が［　　］人　選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の６割が参加する実践活動を、２種以上、それぞれ別の日に実施

個人［　　］人 ＋団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数［　　］人

＝　共同活動に参加する構成員の総人数［　　］人のうち、6割にあたる［　　］人以上が参加する実践活動を、２種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③－１、２いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/*10a*	
畑		円/*10a*	
草地		円/*10a*	
合計	*a*		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

〇多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

〇構成員の農業者以外の割合　４割以上

〇共同活動に参加する構成員の総人数（※）の８割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が２名以上の組織で構成員の総人数の６割以上が参加する実践活動を複数回行うこと

※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

（３）組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和　　年度	*400,000* 円/広域活動組織

（４）組織の広域化・体制強化に対する支援（令和６年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
３集落以上 又は50ha以上200ha未満		*40,000* 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		*80,000* 円/年・組織
1,000ha以上		*160,000* 円/年・組織

※北海道にあっては、３集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／年・組織、15,000ha以上のとき160,000円／年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第２項の登記事項証明書の写しを提出してください。

（５）水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件

①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化 （田んぼダム）を推進する活動を行っていること。

②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化 （田んぼダム）を推進する活動を行っていること。

（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a　実施期間

開始年度	最終年度
令和　　年度	令和　　年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b　実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和　　年度	
令和　　年度	
令和　　年度	
令和　　年度	
令和　　年度	

c　最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田		*a*	円/*10a*		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
	a	*a*	0%	
	a	*a*	0%	
	a	*a*	0%	
	a	*a*	0%	

d　活動実施区域位置図

別添３「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

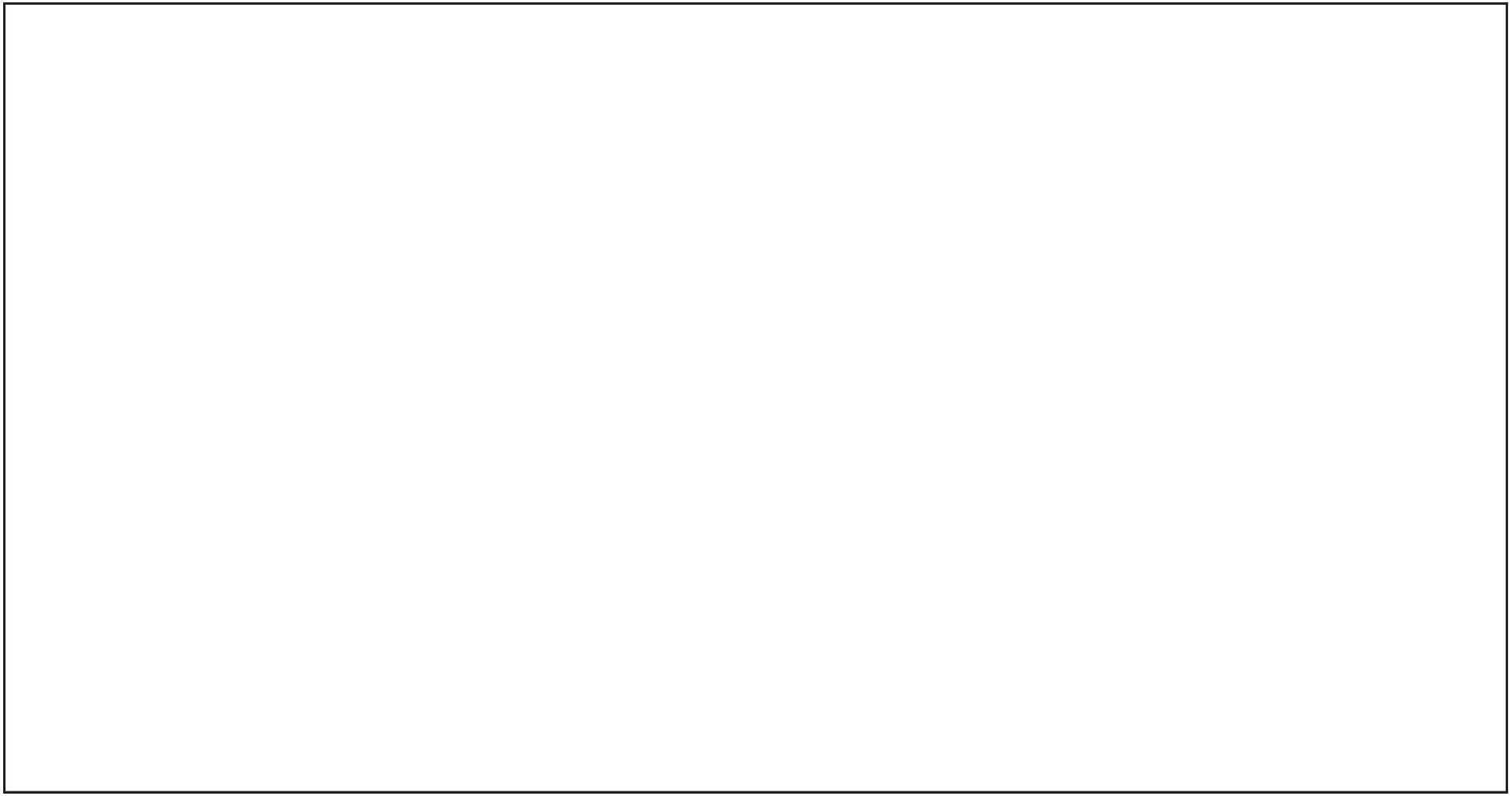
※なお、別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添３は省略できる。

（別添３）

田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称：

○○活動組織



注１）　別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

（別葉）

（６）環境負荷低減の取組への支援

a　実施期間

開始年度	最終年度
令和　　年度	令和　　年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b　実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※必要に応じて欄を追加してください。

c　活動の計画

取組項目	１年目 計画面積 （畦畔除く）	２年目 計画面積 （畦畔除く）	３年目 計画面積 （畦畔除く）	４年目 計画面積 （畦畔除く）	５年目 計画面積 （畦畔除く）	交付単価	１年目 交付上限額	２年目 交付上限額	３年目 交付上限額	４年目 交付上限額	５年目 交付上限額	備考
長期中干し	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*800* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
冬期湛水	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*4,000* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
夏期湛水	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*8,000* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
中干し延期	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*3,000* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
江の設置等 （作溝実施）	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*4,000* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
江の設置等 （作溝未実施）	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*	*3,000* 円/*10a*	円	円	円	円	円	
合計	*a*	*a*	*a*	*a*	*a*		円	円	円	円	円	

※ 計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※ 計画面積は、取組ごとに、２年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※ 資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d　活動実施区域位置図

別添４「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添１「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添４は省略できます。

e　（特定事業実施者のみ）添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

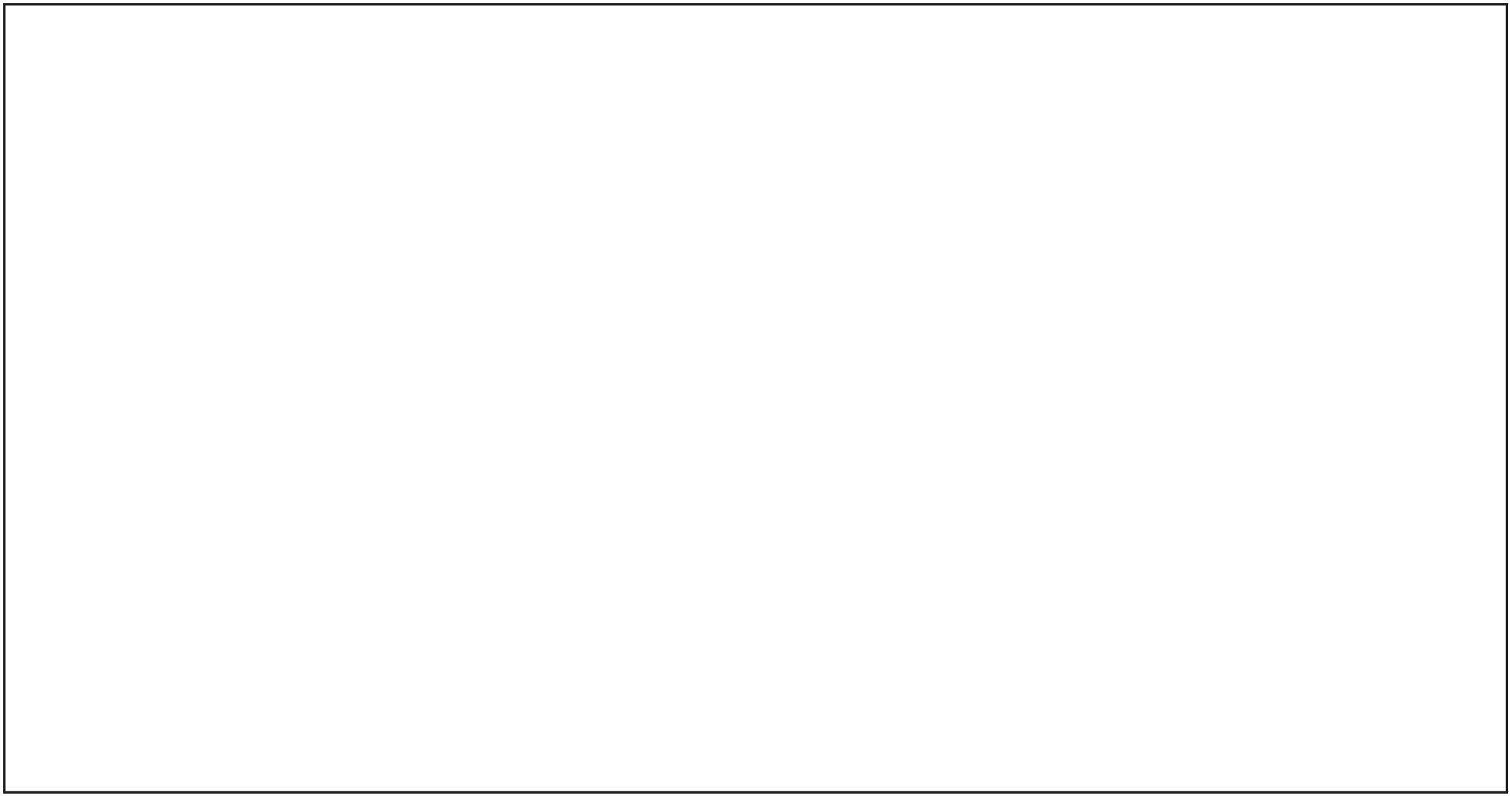
一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和６年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

（別添４）

環境負荷低減の取組実施区域位置図

活動組織名称：

○○活動組織



注１）　別添１「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

（別紙１）

茨城県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（農地維持活動）

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

（１）地域資源の基礎的な保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
点検・計画策定	点検	１　点検	
	計画策定	２　年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		３　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、５年間に各１回以上実施する。
実践活動	農用地	４　遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		５　畦畔・法面・防風林の草刈り	
		６　鳥獣害防護柵等の保守管理	
	水路	７　水路の草刈り	
		８　水路の泥上げ	
		９　水路附帯施設の保守管理	
	農道	10　農道の草刈り	
		11　農道側溝の泥上げ	
		12　路面の維持	
	ため池	13　ため池の草刈り	
		14　ため池の泥上げ	
		15　ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16　異常気象時の対応	

（２）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17　農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
	18　農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19　不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20　地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ･交流会の開催	
	21　地域住民等に対する意向調査､地域住民等との集落内調査	
	22　有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23　その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	

第２　活動の説明

（１）地域資源の基礎的な保全活動

１）点検・計画策定

ア　点検

[1]　点検

【農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

・　活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路，パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ　計画策定

2　年度活動計画の策定

・　点検・機能診断結果も踏まえて、次の２）の実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

２）研修

3　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の２つの研修について、５年間に各１回以上実施する。２つを合わせて実施することも可能とする。

・　活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

・　共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

３）実践活動

ア　農用地に関する活動内容

4　遊休農地発生防止のための保全管理

・　農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお，既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

5　畦畔・法面・防風林の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

・　ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

・　ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

6　鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

・　鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

・　防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ　水路（開水路・パイプライン）に関する活動内容

7　水路の草刈り

□水路の草刈り

・　通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

・　活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8　水路の泥上げ

□水路の泥上げ

・　活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理

し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

・　点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9　水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

・　活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・　腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

ウ　農道に関する活動内容

10　農道の草刈り

・　活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては，農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11　農道側溝の泥上げ

・　活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12　路面の維持

・　活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ　ため池に関する活動内容

13　ため池の草刈り

・　活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り、又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14　ため池の泥上げ

・　活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15　ため池附帯施設の保守管理

□かんがい期前の施設の清掃・防塵

・　活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

・　活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

・　腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

オ　共通

16　異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

・　洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・　異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

（２）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

17　農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

18　農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

19　不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

20　地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催

21　地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

22　有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

23　その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

【参考添付資料】

・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式

（別紙2）

茨城県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動））

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

（１）　施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・計画策定	機能診断	24　農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25　水路の機能診断	
		26　農道の機能診断	
		27　ため池の機能診断	
	計画策定	28　年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29　機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、５年間に１回以上実施する。
実践活動	農用地	30　農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31　水路の軽微な補修等	
	農道	32　農道の軽微な補修等	
	ため池	33　ため池の軽微な補修等	

（２）農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34　生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35　水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38　資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39　生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		40　外来種の駆除	
		41　その他（生態系保全）	
	水質保全	42　水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		43　畑からの土砂流出対策	
		44　その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	45　植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		46　施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47　その他（景観形成・生活環境保全）	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48　水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		49　水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	50　地域資源の活用･資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
啓発・普及		51　啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

（３）多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施する。
	53　鳥獣被害防止策及び環境改善活動の強化	
	54　地域住民による直営施工	
	55　防災・減災力の強化	
	56　農村環境保全活動の幅広い展開	
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59　都道府県、市町村が特に認める活動	
	60　広報活動・農的関係人口の拡大	

第２　活動の説明

（１）施設の軽微な補修

１）機能診断・計画策定

ア　機能診断

【農用地に関する取組内容】

24　農用地の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

25　水路の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26　農道の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27　ため池の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ　計画策定

28　年度活動計画の策定

・　機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

２）研修（機能診断・補修技術等の研修）

29　機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

・　対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

・　対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

・　対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3）実践活動

ア　農用地に関する活動内容

30　農用地の軽微な補修等

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

・　畦塗り機等を利用して、形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

・　降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

・　暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

・　生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

・　鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□防風ネットの補修・設置

・　防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

・　畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ　水路に関する活動内容

31　水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

・　柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

・　U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

・　コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

・　水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

・　柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

・　除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

・　法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

・　破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

・　パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除

去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

・　特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

・　特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・　空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ　農道に関する活動内容

32　農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

・　降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

・　軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

・　U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

・　側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

・　側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ　ため池に関する活動内容

33　ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

・　遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

・　コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

・　コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

・　堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

（２）農村環境保全活動

１）　計画策定

ア　生態系保全

34　生物多様性保全計画の策定

・　地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ　水質保全

35　水質保全計画、農地保全計画の策定

□水質保全計画の策定

・　地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

・　地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ　景観形成・生活環境保全

36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定

・　地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ　資源循環

38　資源循環計画の策定

・　地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

２）　実践活動

ア　生態系保全

39　生物の生息状況の把握

・　地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。

・　地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40　外来種の駆除

・　地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41　その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

・　地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。

・　動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

・　遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。

・　鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物

の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。

・　渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。

・　魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

・　生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。

・　水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。

・　基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

・　デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。

・　鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

・　地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ　水質保全

42　水質モニタリングの実施・記録管理

・　水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43　畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

・　水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

・　水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

・　水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44　その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

・　水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

・　水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

・　地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

・　水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

・　管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ　景観形成・生活環境保全

45　植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

・　農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

・　農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

・　農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。

・　農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46　施設等の定期的な巡回点検・清掃

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。

・　地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

・　畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47　その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

・　農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。

・　農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。

・　農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。

・　集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。

・　農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

・　はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。

・　地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。

・　景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

・　農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

48　水田の貯留機能向上活動

・　大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板

の設置等を行うこと。

・　大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。

・　大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49　水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

・　水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

・　水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

・　地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ　資源循環

50　地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

・　資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。

・　資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

・　地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

・　地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

・　地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

3）　啓発・普及

51　啓発・普及活動

①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

□広報活動

・　農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

・　外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

・　地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。

・　地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

・　活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。

・　地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。

・　生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。

・　農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。

・　地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

・　農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

・　市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

・　市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

・　農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

（３）　多面的機能の増進を図る活動

52　遊休農地の有効活用

・　地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

・　鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54　地域住民による直営施工

・　農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55　防災・減災力の強化

・　水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56　農村環境保全活動の幅広い展開

・　農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、１テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び４に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

・　地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

・　地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

・　農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

58-2　広域活動組織における活動支援班による活動の実施

・　広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3　水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

・　実施要綱別紙２第６の２の（１）のウのｄの（ａ）から（ｅ）に定める活動を行うこと。ただし、５割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

59　都道府県、市町村が特に認める活動

・　都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。

60　広報活動・農的関係人口の拡大

・　多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

（４）　多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

２の（３）における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる１テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

１）農業用水の保全

ア　循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

・　循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポン

プの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ　浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

・　農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ　地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

・　農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ　持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

・　管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

・　管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

2）農地の保全

ア　土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

・　農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

・　活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

3）地域環境の保全

ア　生物多様性の回復

□水田魚道の設置

・　地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

・　地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

・　地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

・　地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ　水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

・　排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ　持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

・　管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

・　管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

4）専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

・　対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

【参考添付資料】

・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式

（別紙3）

茨城県　施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針

1　対象施設、対象活動の項目

活動区分	施設区分	活動項目	活動要件
実践活動	水路	61　水路の補修	原則として工事1件当たり200万円未満とする。 都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う。
		62　水路の更新等	
	農道	63　農道の補修	
		64　農道の更新等	
	ため池	65　ため池の補修	
		66　ため池（附帯施設）の更新等	

2　対象施設、対象活動の項目の説明

（1）実践活動

1）　水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61　水路の補修

①　水路本体

□水路の破損部分の補修

・　ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

・　目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

・　水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

・　水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

②　附帯施設

□集水枡、分水枡の補修

・　集水桝、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

・　ゲート、ポンプ又はそれらの管理施設について、破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

・　水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

62　水路の更新等

①　水路本体

□素堀り水路からコンクリート水路への更新

・　水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製等の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新

・　水路の一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。

②　附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

・　老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ又はそれらの管理施設について、更新などの対策を行うこと。

□安全施設の設置

・　水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

2）　農道に関する対象活動

63　農道の補修

①　農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

・　農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

・　老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。

② 附帯施設

□農道側溝の補修

・ ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

① 農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

・ 未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。

② 附帯施設

□側溝蓋の設置

・ 農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

・ 土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

3） ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

① ため池本体

□洗堀箇所の補修

・ ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

・ ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□取水施設の補修

・ ため池の竪樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

・ ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

・ 転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

・ 老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

・ ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

memo